

平成30年4月17日 開会

平成30年4月17日 閉会

平成30年4月臨時会

美作市議会会議録

平成 3 0 年 4 月 1 7 日

(第 1 号)

平成30年第2回4月臨時会目次

◎ 第1日（4月17日開会）

1. 議 事 日 程	1
2. 出 席 議 員	1
3. 欠 席 議 員	1
4. 会議録署名議員	1
5. 出 席 説 明 員	1
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
閉 会	56

1. 議 事 日 程（初日）

（平成30年第2回美作市議会4月臨時会）

平成30年4月17日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 同意第16号 副市長の選任について

同意第17号 教育委員会委員の任命について

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第6 議案第48号 美作市監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第49号 美作市税条例等の一部を改正する条例について

議案第50号 美作市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第51号 クアガーデン武蔵の里設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第52号 平成30年度美作市一般会計補正予算（第1号）

追加日程第1 同意第18号 監査委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	青	山	慶	2 番	和	田	広	宣
3 番	岩	崎	清	治	4 番	岡	野	鉄
5 番	中	山	忠	明	6 番	倉	地	重
7 番	重	平	直	樹	8 番	安	藤	功
9 番	金	谷	の	り	10 番	岡	本	泰
11 番	山	本	雅	彦	12 番	萬	代	師
13 番	山	本	重	行	14 番	尾	高	誉
15 番	岩	江	正	行	16 番	日	笠	一
17 番	内	海	健	次	18 番	鈴	木	悦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

11 番	山	本	雅	彦	12 番	萬	代	師	一
------	---	---	---	---	------	---	---	---	---

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	萩	原	誠	司	副 市 長	横	山	博	光
教 育 長	大	川	泰	栄	政 策 参 与	山	下		亨
政策審議監	春	名	利	亮	総 務 部 長	岡	本	和	之
危機管理監	藤	原	陽	二	総合戦略監兼ねて企画振興部長	大	森	洋	平
市民部長	角	南	良	雄	経 済 部 長	遠	藤	宏	一
保健福祉部長	江	見		勉	建 設 部 長	真	野	弘	紀

教 育 次 長 山 名 浩 二
会 計 管 理 者 山 本 和 毅
クリーンセンター管理課長 森 元 浩 之

消 防 長 皆 木 佳 久
監 査 委 員 山 本 雅 彦

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 尾 崎 功 三
課 長 坂 元 省 吾
主 任 青 木 志 保

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則を遵守していただきますようお願いいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止されております。携帯電話、パソコン、その他電子機器の電源はお切りください。傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

なお、報道機関より取材のため録音したいとの申し出がありましたので、これを許可しております。

定刻が参りましたので、ただいまより平成30年第2回4月美作市議会臨時会を開会いたします。

議員は全員の出席です。宿野環境部長が通院のため欠席です。代理で森元クリーンセンター管理課長が出席しております。

ここで市長より発言を求められておりますので、許可いたします。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

議長のお許しをいただいて一言御挨拶を申し上げます。

平成30年度第2回4月美作市臨時会招集をさせていただきましたところ、議員の皆様方の御出席を賜りまして、まず厚く御礼申し上げます。さきに行われました市長選挙におきまして、市民の皆様方を初め、各方面の方々から力強い御支援と温かい御厚情を賜りまして、引き続き市政を担わせていただくことになりました。1期目である4年間、市民の皆様方の声なき声を十分に聞いて、これを市政に反映させ、それぞれの課題を解決しようということで大胆な政策の展開をするとともに細かい御要望にも応える、つまり大胆な改革と小さなことからの積み上げということでやってまいりました。そして、今回の選挙におきましては、もっともっと美作市を住みやすい街にする。県北で最も住みやすい街を目指して頑張るという当市の目指すべき方向性につきまして、市民の皆様方の御支持をいただくことができました。このふるさとを守り、そして育てていくことが私どもの使命であり、市勢発展のために今期におきましても私も全身全霊で取り組んでまいりたいと考えております。一方で、多くの御批判票があったことを肝に銘じて、注意深く、また丁寧な行政運営に努めていかなければならないと考えております。御批判をいただきました方々に関しまして、今後の市政運営につきましては、もちろん公平にそのお声を聞いてまいりたい、耳を傾けてまいりたいと考えているところでございます。

ところで、平成30年度一般会計予算につきましては、御案内のとおり骨格予算として編成しておりますけれども、政策的なものにつきましては補正予算で肉づけをしていくということになっておりますが、今議会におきましては特にスピード感を持って取り組むべき事案につきまして上程させていただいております。市民の方々の交通福祉、交通手段の確保を目的としたタクシーの利用補助、子どもの健やかな成長を支援する産前産後ケア事業や中学校普通教室へのエアコン設置事業などにつきまして早期の取り組みを考えてございます。このほかクリーンセンター最終処分場建設及び旧施設の解体関連事業など、財源の関係で急ぐ必要がございます。これを合わせまして総額8億4,000万円強について、御審議のほどお願いしているところでございます。

以上、本議会における議案の一端についても申し上げました。議会の皆様方の丁寧な御審議と市民の皆様方の本市政策に対する御理解と御支援の一助になればと考えております。

なお、このたび4月の定期人事異動がございました。これに伴いまして本会議に出席しております幹部

職員の顔ぶれがかわっておりますので、この場をおかりいたしまして総務部長から紹介をさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。それでは、4月1日付の人事異動によりまして新たに議会に出席させていただく職員及び職名に変更のあった幹部職員について御紹介をさせていただきます。

まず、秘書課長から政策審議監に昇任いたしました春名利亮政策審議監でございます。

〔政策審議監春名利亮君「4月から政策審議監をさせていただくことになりました春名利亮と申します。よろしくお願いいたします」と呼ぶ〕

次に、大森洋平総合戦略監につきましては企画振興部長と兼務とさせていただきます。

〔総合戦略監兼ねて企画振興部長大森洋平君「総合戦略監兼務で企画振興部長をさせていただきます大森です。引き続きよろしくお願いいたします」と呼ぶ〕

次に、消防総務課長から危機管理監に昇任いたしました藤原陽二危機管理監でございます。

〔危機管理監藤原陽二君「4月から危機管理監になりました藤原陽二と言います。よろしくお願いいたします」と呼ぶ〕

続きまして、危機管理監から消防長となりました皆木佳久消防長でございます。

〔消防長皆木佳久君「4月から消防長を拝命いたしました皆木佳久でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます」と呼ぶ〕

また、農村整備課長から環境部長に昇任をいたしました宿野豊彦環境部長でございますが、先ほど申されましたように本日は通院のため欠席をさせていただきます。

なお、他の幹部職員については変更はございません。引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（鈴木 悦子君）

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により11番山本雅彦議員、12番萬代師一議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（鈴木 悦子君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本臨時会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長報告を受けます。

尾高議会運営委員長。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

皆様おはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る４月10日午後１時30分から、議長、委員、市長、副市長、政策参与、政策審議監、担当部出席のもと、議会運営委員会を開催し、４月臨時会の会期及び会議日程等の運営について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日４月17日の１日間とし、会議日程は既にお手元に配付のとおりでございます。

次に、市長から送付されました議案は、人事案件２件、報告１件、承認１件、条例の制定案３件、条例の廃止案１件、補正予算１件、以上の９件の議案であります。議案審議は即決議案とし、人事案件は討論を省略し、提案説明の後、質疑、採決といたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本臨時会の会期を本日17日の１日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日17日の１日間と決定いたしました。

- | | |
|-------|--|
| 日程第 3 | 同意第 1 6 号「副市長の選任について」
同意第 1 7 号「教育委員会委員の任命について」 |
| 日程第 4 | 報告第 2 号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」 |
| 日程第 5 | 承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」 |
| 日程第 6 | 議案第 4 8 号「美作市監査委員条例の一部を改正する条例について」
議案第 4 9 号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」
議案第 5 0 号「美作市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第 5 1 号「クアガーデン武蔵の里設置及び管理に関する条例の廃止について」
議案第 5 2 号「平成 3 0 年度美作市一般会計補正予算（第 1 号）」 |

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、日程第 3、同意 2 件、日程第 4、報告 1 件、日程第 5、承認 1 件、日程第 6、議案 5 件、同

意第16号、同意第17号、報告第2号、承認第1号、議案第48号から議案第52号を一括議題といたします。

日程第3、同意第16号「副市長の選任について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

ただいま御上程になりました同意第16号「副市長の選任について」、御説明をいたします。

本日、平成30年4月17日をもって横山博光副市長の任期が満了となるため、引き続き同氏を副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定によって議会の御同意をお願いするものであります。経歴等につきましては配付をいたしましたのでよろしく申し上げます。何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

ここで横山副市長からの申し出により、副市長が退席をされます。

〔副市長横山博光君 退場〕

議長（鈴木 悦子君）

それでは、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

提案理由が地方自治法第162条に基づくということでございますから、その前提になります刷新条例ですが、手元に私準備をしておるんですが、26年4月18日条例第17号で可決されているものです。そこで第2条によりますと、市政の刷新とは「1、事務執行における法令遵守の徹底を図ること」、そして2番目に「事務執行及び政策決定過程の情報の公開について、日本国内の自治体における最高の水準を達成すること」。あと3項目ございます。そして第3条では刷新期間ということの定義があるんですが、ここで市長にお尋ねいたします。今、私がお話をさせていただきました2点について、この市長が就任されとる4年間で副市長が2人、途中1人になりましたが、この辺をどういうふうに戻るといえるか、考えておられるかということをお聞きしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

横山副市長含めて各その任にあった副市長さんたちは一生懸命その職務に努めていただいたと感謝しております。

議長（鈴木 悦子君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

次に、同意第16号の委員会付託及び討論省略について、お諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、同意第16号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより採決を行います。

同意第16号「副市長の選任について」、賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、同意第16号は承認することに決定いたしました。

それでは、横山副市長に入ってください。

〔副市長横山博光君 入場〕

議長（鈴木 悦子君）

横山副市長が議場におられますので、御報告をいたします。

同意第16号は承認することに決定いたしましたので報告いたします。

続きまして、同意第17号「教育委員会委員の任命について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

ただいま御上程になりました同意第17号「教育委員会委員の任命について」でございますが、平成30年5月24日で任期満了となる1名の委員の方にかわりまして、岡本美幸さんを任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして議会の御同意をお願いするものであります。同氏は平成13年から保育所、こども園などで勤務され、また平成26年からは自己啓発のために美作大学大学院で修了され、その後同大学生活科学部児童学科非常勤講師として勤めてこられました。現在は助教として就学前教育に関し豊富な経験と知識を有しておられるとともに、御自身も中学生と小学生のお子さんがおられ、保護者の立場としても教育行政を推進していただく方として適任であり、ふさわしいと考えております。経歴等につきましては配付資料をごらんください。

以上で説明を終わります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

同じく刷新条例との絡みがありますので、判断をする場合の正しい認識を皆さんする必要がありますので質問させていただきます。

刷新条例でいいますと第6条になりますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条ただし書の規定で、市政刷新期間においては、5人以内と」、こうなってるんですが、これ時限立法で3月29日で切れておりますが、先ほど市長が言われました、その当時は5名であったんですが、具体的にそれぞれ各委員の任期ですね。これをまず教えていただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

教育委員の任期でございます。刷新条例で選ばれた委員さんにつきましては、4月17日で1名減ということでございます。その他につきましては、あと4名の委員さんがおられます。ここにかかわられる委員さんは30年5月24日の4年間の任期が終了ということでございます。あとの3名の方については1年ごとの任期の差がありまして、31年5月24日、32年5月24日、33年5月24日となっております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

既に委員の方はもう公でございますのでお名前をおっしゃっていただいてもいいかと思います。私が条例を、議事録を見ますと、恐らく刷新条例で選任されているのは杉山委員であろうと思うんですが、具体的にほかの4名の方のいつまでの、お名前と任期を5月25日ですか、23日ですか、おっしゃられたんですが、その辺をはっきり御答弁いただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

そのとおりでございまして、杉山知子委員さんにつきましては4月17日ということでございます。あとの委員さんにつきましては、31年5月24日までが須田多香子委員さん、32年5月24日につきましては平田邦義委員さん、33年5月24日任期の方については佐々木勇委員さんでございます。今回は30年5月24日任期の福島信夫委員さんのかわりということでございます。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

ほかにはございませんか。ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

私も最近耳が遠くなりまして、はっきりおっしゃっていただきたいんですが、よろしいですか、はっきり。早口過ぎます。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。はっきり言ってあげてください。

教育次長（山名 浩二君）

30年4月17日、刷新条例の委員さんにつきましては杉山知子委員さん、31年5月24日任期の方は須田多香子委員さん、32年5月24日任期の方は平田邦義委員さん、33年5月24日任期の方は佐々木勇委員さん。ここで30年5月24日の任期の方につきましては福島信夫委員さんでございます。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

次に、同意第17号の委員会付託及び討論省略について、お諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、同意第17号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより採決を行います。

同意第17号「教育委員会委員の任命について」、賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、同意第17号は承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第4、報告第2号「専決処分の報告について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

ただいま御上程になりました報告第2号について説明を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定によりまして議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、別紙のとおりでございますけれども、同条第2項の規定によって報告を申すものであります。

それでは、内容について読み上げをさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

青山議員。

1番（青山 慶君）

番号の2番、3番、4番について質問します。

まず2番ですが、車どめを地面に固定するための金属アンカーが浮き上がっていたためとありましたが、なぜこうなっていたかというところをわかれば教えてください。また、ほかに同じようなところがないかのチェックをされているかどうかを教えてください。

続きまして、3番ですが、道路上に落石がとありますが、最近よく道路上に落石があるという話を聞いております。完全な対策、リアルタイム監視ですとか、フェンスの設置などの完全な対策は非常に難しいと思いますので、広報みまさかですとか告知放送において注意喚起ですとか、見つけたらどういう対処をしてくださいですとか、そういったことを周知されてはどうですかという提案です、これにつきましては。

最後の4番目ですが、マンホールに接触しというのが状況がわかりづらいので、もう少し詳細な状況がわかれば教えてください。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

失礼します。大原病院での駐車場の車どめのアンカーの事故ですが、事故が起きました場所は大原病院の正面玄関と夜間の救急用の玄関入り口のちょうど真ん中に当たるところで、車が頻繁に駐車される場所で、長い時間をかけて徐々にピンが浮き上がったのではないかと考えております。事件後は水曜日と日曜日の朝、車の少ない時間帯において職員で目視で点検をしているところでございます。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

それでは、3番の市道の落石に衝突をしたということです。通行量の非常に少ない市道でございます。現在のところは、注意喚起のための落石注意の看板を立てております。それから、30年度から年次的に対策を行っていくというようなことで、最近特にガードレールを防護柵がわりにして県道などもしておりますけれど、ああいう簡略的なものでも対応していきたいというふうに思います。周知につきましても、注意看板を立てるのは当然でありますけれど、各区長様、それから自治振興協議会の中でも注意喚起をしておりますので、より一層していきたいというふうに思っております。

それから、4番のマンホールですけど、これにつきましては歩道の中に下水道のマンホールがございました。道路から歩道へ進入していくわけなんですけれど、ちょうどその境のところが工事の経年経過もあって若干下がっていたというようなことで、ちょっとバウンドをしたというようなことで前面が当たったということでございます。ある程度のスピードで進入されたのでこういう割合になっておりますけれど、現在のところは舗装でとりあえずのところを修繕をして、当面は安全を確保しておるというような状態です。

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

ありがとうございます。

2番につきましては、ほかにこういうところがないかをチェックされてるかというところの答弁がなかったと思うんですが、毎週チェックをされているということで、ほかの同じような状況に陥っているところがないことも確認できているという認識でよろしいでしょうか。

また、3番につきましては周知も既にされているということですが、やはり告知放送ですとか市民の皆様目の目に触れるような、耳に聞こえるような形でより一層の周知をされたほうがいいかなと思います。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。先ほど大原病院の関係の事故でございましたが、市役所の関係の施設というのは多数ございます。あわせて全施設についての確認ということを管財課のほうからさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で報告第2号を終わります。

続きまして、日程第5、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

ただいま御上程になりました承認第1号でございます。

専決処分の承認なんですが、これは美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分でございます。平成30年度税制改正が行われましたが、これに伴いまして地方税法施行令等の一部を改正する政令がことし、平成30年3月31日に公布され、そして国民健康保険税の関係規程の改正については4月1日から施行されることになったわけでございます。このことから、国民健康保険税条例においても所要の改正を行う必要が生じたため、美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をしたわけでございまして、3月31日に同条例を公布させていただきました。今回の条例改正の主な内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに国民健康保険の被保険者の保険税負担の軽減を図るため、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更し、軽減措置の拡大を行おうということでございます。

以上、御説明を申し上げますので、御審議の上、御承認をいただきますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

3月議会において、国民健康保険税自体そのものは全ての金額について減額をされております。今回、それに相反するような感じで基礎課税額を増額されてる。4万円増額になってるんですけど、このあたりの解釈をどういうふうにすればいいのか、説明をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

3月のときには税を下げたと思いますが、今回は先ほどの市長の説明もありましたが、地方税法で最高限度額がかわっておりますので、それにあわせたものでございます。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

多分この部分でされてると思うんですけども、29年11月8日に厚労省のほうから国保料税の限度額についてという通達がございまして、この部分で増額をされたというふうに私は理解をしてるんですけども、

この文章の中にも書いてあるように、全体の保険料が上がりますよと。その上がることによって均衡なる保険者の所得が等しく、所得のある人もない人も等しくするために限度額を上げるんですよということが書いてある。そのための限度額というのは国のほうが指針を出すと。もちろん、保険料のものの部分を上げることによってこの金額も上がってくるわけです。ただし、今回の部分については、美作市の分は保険料を下げたわけです。ということは、上限額を上げることによって差が余計広がるわけです。この書いてある文章を、ちょっと違う文なんですけれども読み上げてみますと、「保険料負担の上限を引き上げずに、保険料の引き上げより必要な保険料収入を確保するとするならば、高所得者の負担の比較と中間所得者の負担がより重くなる」、わかりますね、言うてる意味が。というのは、負担を等しくするために限度額を上げたわけです。今回、美作市は下げたわけです。余計負担の格差が広がるわけです。この広がるのをなぜ上げたんですかという質問をしてるわけなんですけど、もちろん国のほうがこの改正されたというのは調べた上での質問なんで再度お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

税率を下げたというのは全体の被保険者の方に下げたことになりますが、今回の上限についてはそれに伴ってそれにかかわる方については4万円のアップになると。高額所得者の方はできるだけたくさんの協力をしていただきたいという趣旨も入っていると思っております。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

質問と答えが、バランスが非常に悪くて、私の質問の部分については国保に入られてる方が等しく公平に、等しくという部分、公平に能力を持っている範囲内で負担をしていただきましょうと。保険料が上がる時には限度額は上がりますよと。これは理解してるわけです。保険料が一定でもある程度限度額が上がるんだ、これもある程度は理解しとんです。片方、保険料は下げたんです。上が上がるわけですよ、差が余計広がるわけですよ。国からというのは限度額そのものについての考え方。考え方の話ですよ。私のは金額でどうのこうのでなしに。考え方は言われてることが私の言っていることが理解されての答えみたいな気がするんですけど。

それから、もう一件。普通で言えば上限額、限度額の部分が4万円上がったもので予算的には微々たるもので専決予算もされてないんですけども、対象者がどのぐらいおって、金額がどのくらいになるんでしょうか。その2点をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

現時点での話になりますが、平成30年度の個人所得額が確定していない状況のため、平成30年3月31日現在で平成29年度課税の被保険者6,600人余り、4,200世帯の国保税でシミュレーションしますと、現在医療給付費の限度額54万円の超過世帯は31世帯の状況ですが、58万円に引き上げることになると限度額超過世帯は24世帯と7世帯減少していきます。それから、5割軽減世帯は766世帯が775世帯に9世帯の軽減世帯が増加し、2割軽減世帯は512世帯が522世帯となって10世帯国保税の軽減を受ける世帯が増加することになります。軽減の改正は平成26年度より毎年拡大が実施されていることから、平成30年の国保税の賦課においても

ほぼ29年度で算定した同様の軽減拡大となる見込みであります。金額については計算をしておりません。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

差が開いたというお話なんですけれども、税を下げたことによって全体の方の税は下がったと思います。

それにおいて、その分について54万円が58万円になったということで、さほど開いたとは感じておりません。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

〔3番岩崎清治君「質問はもうできないんでしょう」と呼ぶ〕

できません。

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

反対討論ございますか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

先ほど質問をいたしましたけれども、美作市で言えば税なんですけど、国保税の賦課の部分の基本的なことを全て理解されずの答弁でございます。ということは、制度そのものを理解されずに国保の賦課を、特に今回については国の制度改正ということはよくわかってるんです。制度改正をされて4万円上がってるんですけれども、基礎分は上がってるんですけれども、国保税全体が上がってるから上限上げてるとするのは国の文章を見るからにはっきりしてるわけですよ。市の部分については、逆に下げてると。逆に差が広がってる。この部分の解釈をどういうふうな解釈をして。例えば、今までの部分が高かったんですよ。だから、下げたから国との公平性がとれたんですから上げるんですよとかというふうな説明を受ければ私は納得するかもわからないんですけど、私の質問に対しての答えというのは全然なかった。その上に、国保そのものの制度を理解されてないという部分で私はこの関係については反対でございます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

討論がないようですので、終結をいたします。

これより採決を行います。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6、議案第48号から議案第52号について、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

ただいま御上程になりました議案第48号から議案第52号までについて、説明を申し上げます。

まず、議案第48号「美作市監査委員条例の一部を改正する条例について」でございますが、美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例で定める市政刷新期間が終了し、本日高田監査委員の任期満了に伴い監査委員の定数が2人となる予定でございますが、これに対しまして先般監査委員会のほうから監査機能の充実のため、監査委員の人的基盤の整備について引き続き特別の措置を図ってほしいとの意見書の提出がございました。そのため、監査委員の定数を3人とし、引き続き常勤の監査委員を置くことなど、監査機能を充実するために必要な措置を講じるため、条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第49号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」でございます。本件は平成30年度税制改正に伴いまして地方税法等の関係法令が改正されたことから、美作市税条例においても税法等の改正にあわせて所要の改正を行う必要がございます。今回の条例改正の主な内容につきましては、個人所得税の見直し、税務手続の電子化の推進、そして生産性向上のための税制上の措置、加えてたばこ税の見直しなどでございます。主な改正内容のうち生産性向上のための税制上の措置につきましては、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援として生産性向上の実現のための臨時措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づいて行われた中小企業の一定の設備投資につきまして、固定資産税をゼロ以上2分の1以下とすることを可能とする3年間の時限的な特例措置が新設されたわけでございます。本件につきましては、せんだっての議会においても積極的に導入すべしとの議会の御意見もあったことは記憶にあるとおりでございますが、加えて中小企業者が取得する設備の対象について、美作市におきましては商工会からの御要望等を踏まえまして当該設備に係る固定資産税の税率をゼロとする方向で提案をさせていただいているわけであります。

なお、税条例で対象設備の税率をゼロと定める規定を整備し、当該改正条例を議会に提出いたしましたのは少なくとも岡山県内におきましては美作市が最初の団体ということになるわけでございます。改正の内容

がこのほかの分につきまして多岐にわたりますので、詳細につきましては後ほど担当部長から補足で説明を申し上げさせていただきたいと存じます。

次に、議案第50号でございますが、「美作市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。過疎地域自立促進特別措置法第31条に規定されてございます地方税の課税免除または不均一課税の措置において、その対象となる事業について改正があったことに伴いまして市税である固定資産税の課税免除を行う対象の事業について所要の改正が必要となっております。その主な内容でございますけれども、情報通信技術を利用する方法により商品または役務に関する情報の提供を行うことを目的とする情報通信技術利用事業、いわゆるコールセンター事業というものが減免対象になっていたわけでございますが、これが対象事業から外れましたので当市の条例でもこれを廃止し、それにかわりまして過疎地域内で生産された農林水産物または当該農林水産物を原材料として加工調理したものを店舗において販売することを目的とする農林水産物等販売事業を新たな対象事業として追加をしようというものでございます。

続きまして、議案第51号でございますが、「クアガーデン武蔵の里設置及び管理に関する条例の廃止について」であります。クアガーデン武蔵の里は利用の低迷、設備の老朽化などにより平成28年10月から休館をしておりましてけれども、施設を廃止するため、本条例を廃止しようということであります。

次に、議案第52号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第1号）」であります。平成30年度一般会計当初予算につきましては、3月に市長選が控えられていたということから御案内のとおり骨格予算の編成になっておりました。今回の補正予算（第1号）につきましては、いわゆる肉づけ予算のうち、既に債務負担行為で議決をいただいているもの、早期に事業着手したいものを計上しており、歳入歳出それぞれで8億4,286万8,000円の追加ということになります。予算総額はこれによりまして、201億7,286万8,000円ということになるものであります。債務負担行為の追加、地方債の追加も行っております。内容について説明を申し上げます。

まず、議会費でありますけれども、予算書の13ページでございますが、議会費では一般質問の動画をインターネットで配信するためのデータ作成委託料、金額が64万8,000円でございます。これを議会の改革の方向性に沿って議会の御要望に応じて計上させていただいております。総務費では、現在作東地域の一部に限定をしておりまして、あるいは限られた特定の方に限定をしておりましてタクシー利用補助を全市に早急に拡大するための補助金として1,100万円、先ほど御提案いたしました監査委員の定数増に伴う監査委員報酬と費用弁償合わせて102万5,000円と、この2件を総務費ではお願いを申し上げているところでございます。民生費につきましては、平成29年度から市内のNPO法人に委託しておりますひきこもりの社会復帰支援事業、これを今年度においても早期に業務委託する必要があるため、ニート・ひきこもり等若年者就労支援事業委託料に200万円をお願いいたします。

次に、衛生費、ページでは14ページになりますが、衛生費では補助事業を活用しまして母乳相談、産後ヘルパー事業を開始するとともに相談員を雇用して、妊産婦訪問事業を行う等ということのための人件費委託料、備品購入費など、277万1,000円、これをお願いいたします。また、南部北部の旧環境美化センターの上屋、上部を解体撤去するための工事費等で4億1,840万円をお願いいたします。また、平成30年3月定例会で契約議決を頂戴しておりますクリーンセンターの最終処分場建設事業の平成30年度分と下水道への接続費で3億6,247万円、これもお願いいたします。

次に、商工費、ページは15でございますが、商工費では愛の村交流拠点施設整備事業が完了して利用者の増が見込まれることから、武蔵の里関連施設及び愛の村パーク管理運営委託料につきまして、お約束どおり

1,000万円の減額をお願いしております。次に、教育総務費でございますが、幼児教育施設のあり方をさまざまに検討するための研究費として20万円、また小学校費では勝田小学校校舎の屋根の修繕工事が1,010万円、中学校費では英田中学校以外の普通教室にエアコンを整備するための設計監理工事費、合わせて3,870万円。そして、社会教育費につきましては公民館の配置を検討する等のための研究費28万4,000円。

そして保健体育費、ページが16になりますけれども、大芦高原グラウンドゴルフ場を移転するための準備経費527万円を計上させていただいております。

次に、その財源ということになります。母乳相談、産後ヘルパー派遣、妊産婦訪問事業に対しては、子ども子育て支援交付金が国、県それぞれ66万5,000円、そして母子保健医療対策総合支援事業国庫補助金が7万5,000円、クリーンセンター最終処分場建設事業に対しましては循環型社会形成推進交付金が1億4,388万3,000円、そして公共施設整備基金繰入金が1,130万円、残りが合併特例債でございます。2億720万円となっております。また、南部北部の旧環境美化センターの上部解体撤去工事に対しましては、合併特例債が3億9,440万円、そして中学校普通教室エアコン整備事業につきましては過疎対策事業債として3,860万円、またグラウンドゴルフ場の測量設計費につきましては過疎対策事業債が400万円、そして今回の補正予算でその他のところで必要になってくる財源としまして、財政調整基金4,208万円という計上になっております。

なお、旧環境美化センター上部解体撤去事業は平成31年度にまたがる事業ですので、債務負担行為2億2,300万円を追加して計上させていただいております。

以上、議案について御説明を申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

それでは、議案第49号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」の説明をさせていただきます。

平成30年度地方税法等の改正に伴い、市税条例を改正します。市長からも説明がありましたとおり、条例改正の主要な改正内容は個人所得税の見直し、税務手続の電子化の推進、生産性向上のための税制上の措置、たばこ税の見直しの4項目です。

まず、第1が個人市民税の見直しであります。主な改正該当条文は1ページから9ページの条例第24条から第47条の5の改正条文がその改正であります。国の方針として、働き方の多様化を踏まえ特定の働き方だけでなく、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から国税の所得税と同様、地方税法が改正されたことにより給与所得控除、公的年金等の控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振りかえるなどの改正を市税においても実施します。そのための改正として、給与所得控除、公的年金控除から基礎控除へ控除額が10万円振りかえられます。具体的には、給与所得控除、公的年金等控除を10万円下げるとともに基礎控除を同額引き上げる改正であります。2ページの第24条第1項の改正により、給与所得控除、公的年金等の控除を10万円引き下げによる影響をこれまで市民税の非課税の範囲の方に不利益を与えないため、その措置として障がい者、未成年者、寡婦の非課税判定所得額が10万円引き上げられ、135万円になります。一般の方の均等割非課税限度額、所得割非課税の範囲についても第24条第2項及び27ページの附則5条の改正により10万円引き上げられます。基礎控除の見直しも実施され、基礎控除額について3ページの第34条の2及び34条の6の改正により合計所得金額が2,500万円以下の者を対象とするとして、2,500万円超で消失する所得要件の創設の仕組みが設けられました。平たく言いますと、合計所得金額が2,500万円を超えると基礎控除がなくなります。

2つ目の改正内容が、地方税の電子化についてであり、10ページから18ページの条例第48条から第53条の7の改正です。10ページの48条第10項以下に規定されました共通電子納税システムの導入により、地方公共団体への納税を一度の手続で可能とする利便性の高い納税環境を整備するため、全地方公共団体が加入、運営している電子情報処理組織、e L T A Xといいますが、を活用した共通電子納税システムにより法人住民税、法人事業税、個人住民税の特別徴収分等について、平成31年10月から申告納付することになります。電子申告の義務化が規定される対象法人は国税と同様に資本金1億円超の普通法人等でありまして、法人住民税、法人事業税及び地方消費税の電子申告が平成32年度から義務づけられます。

3つ目の改正がたばこ税の見直しで、平成30年10月1日から実施されます。条例の18ページから25ページに記載の条文第92条から第98条の改正と、段階的に3段階で引き上げのため、42ページから51ページに記載の改正条例第2条から第6条の改正の内容になりますが、たばこ税率の引き上げについて国と地方のたばこ税の配分比率1対1を維持した上でたばこ税率を3段階で引き上げ、国と地方合わせて1本当たり1円ずつ、計3円であります。現行でいいますと1,000本当たりになりますが、現行で5,262円、平成30年10月1日の改正で5,692円、平成32年10月1日の改正で6,122円、平成33年10月1日に6,552円になる予定であります。また、加熱式たばこの課税方式の見直しも5年間かけて実施されます。加熱式たばこに係る課税方式を見直し、現行加熱式たばこはパイプたばことみなして加熱式たばこの1グラムを紙巻きたばこ1本とみなして課税されておりますが、加熱式たばこの製品特性を踏まえて見直し、5年間かけて段階的に引き上げを実施します。結果、加熱式たばこの種類にもよりますが、5年間の引き上げで紙巻きたばこの70%から90%の税率になります。

4つ目に固定資産税に関する改正であります。28ページから41ページに記載の附則第10条の2から同第17条の2の改正になります。平成30年度が3年に1回の評価替えの年度であることから、平成30年度評価替えに際し、現行の固定資産税等の負担調整措置を平成30年から32年度まで継続するものです。

以上の改正は地方税法の改正に伴い、市税条例を法令に適用させるための改正内容となります。市長から説明がありましたが、29ページの附則第10条の2第16項については市の裁量により固定資産税をゼロ以上2分の1以下とすることを可能とする3年間の時限的な特例措置が新設規定されたことから、美作市は中小企業者が取得する対象の設備について固定資産税の税率をゼロとすることとし規定しております。

以上、美作市税条例等の一部を改正する条例の説明です。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

これより10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

提案理由の説明が終わりました。

始めに議案第48号「美作市監査委員条例の一部を改正する条例について」これより質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

はい、岡野委員。

4番（岡野 鉄舟君）

何点かお聞きしたいんですが、まず1回目の質問として、総務部長に2点お伺いします。

現在の監査委員の任期はそれぞれいつまでかということを監査委員ごとに教えていただきたい、それから2つ目の質問ですが、当然こういった条例改正を出されるわけですので、15市残り14市の監査委員数はお調べだろうと思いますが、それぞれの14市の監査委員数を議選を含めて何名かということをお教えいただきたい。

次に1回目の質問の最後として市長にお尋ねいたしますが、刷新条例との絡みであります、今回は時限立法である3月29日で切れたという事で3名の一部改正ですが、4年間の活動を任命権者として振り返られて刷新ができたかどうかというあたり。この条例の2条に基づいてどういうお考えかということをもず1回目の質問をさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

後半の部分でございますけれども、私が見るところ、議会、執行部、それから市民の方々の一般的な御意見、どれをとっていても監査の重要性ということについての認識は非常に大きくなったというふうに思っておりますし、そのことが今回の監査委員会からの要請として引き続き当市における監査体制の充実を求めると、こういう御意見につながっているというふうに判断をしております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

それでは、まず現在の監査委員さんの任期ということでございますが、常勤の東内監査委員さんが平成29年4月28日から平成33年4月27日までの4年間でございます。それから、議選の山本監査委員さんにつきましては平成29年4月28日から平成31年4月27日と2年間でございます。そして、ここで任期が満了となります高田監査委員さんが平成26年4月18日から平成30年4月17日までということでございます。

それから、残り14市の監査委員さんの人数という御質問でございますが、私調べ方が違っておりまして、近隣の条例によって監査委員さんを増やしているところを幾分かは調べさせていただきました。まず、県内でございますと、高梁市が3名監査委員さんを置いておられます。また、同規模の市でございますけれども、山口県萩市が3名さん、そして鳥取県倉吉市、そして境港市が3名、それから兵庫県加東市が3名というふうな状況でございます。申しわけございません。県内の全ての監査委員さんは調べておりません。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

僭越ながら市長に御指摘しとかないけんのは、監査委員制度をもう少し勉強しないといけないと思います。地方自治法の監査制度は監査委員会というのはありませんね。4人おれば4人が独任制。3人おれば3人がそれぞれ独任です。市長と同じ独立の機関です。これをまず改められるべきかと思います。そこでお聞きするんですが、定期第2次監査というのは、地方自治法第199条の9項の規定により報告し、同条11項の規定により意見を提出するとなっております。それぞれ市長宛て、議長宛て、例えば教育委員会委員長宛てとか、そういうふうに関係のところに監査するところに出すようになってるんですが、当市のホームページを見たところ、今回は定期2次監査ができておりません。先ほど市長は4年間で振り返ってみられて監査業務がどうかとおっしゃられたときに称賛の言葉を言われましたが、なぜこれが、定期2次監査が今回出てな

いのかということをお聞きしたいと思います。ただ、総務部長が答えられるということもなかなか難しいだろうと思いますから、議事進行の動議を出していただいて監査委員にその辺のことをお聞きしたいと思います。これは当条例をどうするかという判断をする上での貴重な判断材料でございますので、この辺をよろしくお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時37分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。先ほど監査委員さんの任期の御質問で、私誤ったことを申し上げておりましたので訂正させていただきます。議選の山本監査委員さんにつきましては、平成29年4月28日から2年間と申し上げましたが、自治法上は4年間でございました。申し合わせで2年間というのがございますので誤って申し上げてしまいましたので、訂正しておわびを申し上げます。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、先ほど岡野議員の御質問により休憩中調整をしました。監査委員の出席を求めることといたしております。

それでは、4番岡野鉄舟議員に対する答弁からです。

ここで監査委員の出席要求をいたします。議会選出の監査委員が議員として議場に出席しておられますので、ここで監査委員として出席を求めます。

山本雅彦監査委員、こちらの席へ御着席ください。山本会計管理者の隣へお座りください。

それでは、山本監査委員、答弁からお願いします。

監査委員（山本 雅彦君）

監査委員に対する御質問でございましたので、このたびについては私のほうから答弁をさせていただきます。お尋ねのありましたことにつきましては、まず1次定期監査についての教育部局関係につきましては現在最終調整をやっておりますので、間もなく提出できる見込みになっております。なお、2次につきましては一般部局でございますが、この定期監査につきましては昨年12月から行う予定でありましたが、市長選挙の関係がございましたのでこれができておりません。なお、平成30年度におきましては7月から決算審査が始まりますので、この2次審査についてはできないものというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2点お伺いします。市長選があるということは既にもう三、四年前からわかっていたことでありますし、年度当初監査事務局においては事務局長を中心に監査計画をつくるはずで、それを考えたときに、その市長選の前までにどうするということは当然あり得るべきことです。そういった意味でこれがいまだにできて

いないことは、先ほど私が言いました地方自治法第199条の9項の規定により報告するということと、10条の規定により意見を提出するという、このコンプライアンスにまさに違反をしております。監査委員は本来こういった遵守ができとるかどうかということを調べ、取調官ではありませんが、各部局を指導する立場にある監査委員がこういう拙速なことであるっていうことは非常に残念であります。

第2点目です。ちょうど事務局に平成28年度の定期監査の、それこそ第2次監査結果報告を今プリントアウトしていただきました。そこの中の10ページですが、組織の見直しについて再演事項ということで、若干途中から読み直しますと、「人口が減少していく中で類似市とも比較し、適正な定員管理を進められたい。副市長1人、監査委員2人、政策審議監、危機管理監、総務課参事の兼務または廃止、部課の1割削減等」と、こういった指摘が総務課宛てに出されております。これが大事なのは、非常に重い意味がありますのは、その当時窪田、高田、松本、安本、4名の監査委員が、それぞれ独任の監査委員が合議で出されたということが非常に重みがあります。そこで市長にお尋ねしますが、こうして市長に監査委員からの合議で出されたものに対して、監査委員は2人ですと、こういう法律上の報告がなされているにもかかわらず、市長は先ほど監査委員会というのは間違いだというふうに私は指摘しましたが、合議で出されたということであれ、そのことを超えて、報告を超えて意見を出すということ自体が、4人の監査委員、合議でなされた監査委員もおかしいし、それをベースにして条例提案を出されるというのは非常にまずいと思いますが、この辺市長どういうふうにお考えになりますか。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

監査委員の方々がメンバーがかわって、そして時代の流れの中で監査の必要性というものが認識をされていく。そしてまた、監査の有効性というものが類似の監査の中で次第に明らかになっていくという状況の中で、今回の監査委員の方々が補充を要望されたということについては、今申し上げたさまざまな変化の中で妥当性のあるものと考えて、その意を酌んで条例の改正を提案したわけであります。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員ありますか。いいですか。

ほかに質疑はございますか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

3点ほどお尋ねをいたします。

まず1点目は、常勤というふうになってますけれども、常勤は常にという意味なんでしょうけど、勤務の状況がどのようになってるのかというふうなことが気になります。といいますのが、自治法では2人というふうになってまして、その上に例外的に増やすことができるということで今回増やされてるわけなんですけど、勤務される時間数によって影響してくると思うんです。1つについては常勤となっております。この常勤というのはどういうふうな意味合いで、もう少し具体的にいうと、職員の勤務時間と同じようにされてるのかな、どうなんかな。そうすると、休暇とかそういうことについてはどういうふうになってるのかなということが気になります。それ以外の常勤以外の監査委員さんの勤務っていうのはどういうふうになってるのかなと。勤務時間数が多けりゃ多いほど人数も少なくて調べられるんじゃないかなという素朴な疑問の中の一つです。

2点目なんですけど、監査委員さんの報酬というのはたしか6万円だったと思うんですけど、日数が多け

れば、これは金額的には不足するんじゃないかなと。それから、常勤の監査委員、給与については14万100円というふうになってるんですけど、こちらのほうにしても少し金額が安いんじゃないかな、常勤であればというふうな意味合いを持ってのお尋ねです。ただ、今回の改正につきまして、期末手当のほうを新たに支給するというふうになってますんで、何カ月かなというふうに思うんですけど、その月数はどちらでもよろしいんですけども、予算計上は今回されておりませんわね。だから、そのあたりの部分は片方では監査委員さん増やされるのに報酬されてるんですけど、ないからどうなんかなという疑問です。

それから、これも簡単な話というか、私が不思議に思うんですけど、3条の3項で最後のほうに一般職の例によるという書き方になってるんですけども、法制上はこういうふうな書き方するのかな。普通であれば条文の特定をしまして、具体的に言うと美作市の職員の給与に関する条例第何号及び美作市職員等の旅費に関する条例第何条の規定に準ずるとかという書き方をするのが普通じゃないかなと思うんですけど、一般職っていう書き方ってというのはあるんですかね。私は素朴な意味で条文の中で一般職という言葉調べてないんですけど、美作市の条例の中に一般職という言葉がありますかね。それは普通はどの条文のどれに準ずる、これを準用するという書き方じゃないかなという、この3つをお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

岩崎議員の御質問でございます。常勤の監査委員の勤務の実態といいますか、状況ということでございますが、一応聞いておりますのが月平均12回程度来ていただくというふうにお聞きしております。また、非常勤の監査委員につきましても、月平均5回程度というふうなことでございます。非常勤の6万円、それから常勤の14万100円、こちらについては妥当な線ではないかなというふうなことで思っております。

それから、手当の御質問だったと思うんですけども、このたびの補正予算のほうではお越しいただく監査委員さんの旅費といいますか、通勤手当のほうは考慮をさせていただいておるところでございます。

それから、条文の書き方ということでございますが、私もこういう法令上のことは詳しくございません。私どもの法制担当のほうが確認をして間違いないというふうに判断しておるものと思っておりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

今、総務部長のほうからお答えいただいたんですけど、月が最低でも20日間ありますわね。20日のうちで12日勤めて常勤なんですか。これは言葉が違う、まるで違うんじゃないかなと思うんですけどね。これはおかしい話だというふうに非常に感じるんです。常勤というのは常に勤めて、なおかつこの条文の中で給与を出す。毎日勤務した上で給与出しますよ。来れなかったら給与減俸しなきゃいけないですよ、一般的にいうと。だから1日幾ら出すというふうな決まりだったらいいですよ。そうじゃないんですよ。月に12回って、12日って、これは常勤とは言わないと思います。

それから、先ほど言いました法制執務上のどうのこうのという話は別として、一般職という反対は特別職という言葉がありますわね。一般職という部分は条例のどの部分についていて、これはどこを使ってるんか。法制執務の話をしてるわけじゃないです。私は法制執務上おかしいんじゃないかなって言ってるんですけど、どここのどの条文をどの条項を使うんですよっていうのははっきり明示してもらわないと、この改正条文自体が非常におかしい条文になる。特に、常勤という言葉、美作市の常勤というのは月に12日勤めた

ら常勤ですかという話になるんですよ。これはおかしいと思います。報酬であればわかるんですよ。報酬であればわかるんですけど、常勤という言葉遣いと給与という言葉があると、それは非常におかしいという気がいたします。再度お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、これより1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り、引き続き会議を開きます。

それでは、答弁よりお願いします。

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。先ほどの監査委員条例の中の常勤ということについての御質問でございます。

この常勤につきましては、地方自治庁行政課長のほうに鳥取県のほうより問い合わせをされていたものについての回答をもとに定めております。この中の御質問の中に隔日勤務の職員というのは常勤となるかというふうなことでございますが、回答ではなり得るという回答が来ておりまして、それをもとに顧問弁護士と相談、照会をいたしまして、この条例にあります常勤という表現をさせていただいております。それに基づいて監査委員の勤務日数及び勤務時間に関する規定のほうを設けまして、その中で常勤の監査委員の勤務時間は4週を超えない期間につき1週間当たり3日とするというふうに定めをさせていただいております。

それから、一般職という御質問でございましたが、地方公務員法におきまして3条第2項で「一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする」という表現がなされております。これに基づきまして、美作市におきましては合併以来、例を申しますと、美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例という中でも第4条のほうに「市長及び副市長が公務のため旅行するときは、旅費を支給し、その額は一般職の職員の例による」というような表現がなされております。その言葉からこのたびも一般職の例によるという表現をさせていただいております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

今答弁いただいたんですけど、一般的に考えた場合とすごい差があると。1つは常勤の考え方についてはいろいろな判断の中でそういうふうな部分をされてると思うんですけど、次の部分、給与という言葉、報酬と給与の違い、これは自治法施行令の中にも載ってますけれども、その取り扱いについては非常におかしいなみたいな気がしますし、給与及び旅費の支給についてはというふうな書き方をしてあるんですけど、普通、一般、市の法制上の分、全ての分について、先ほど言いましたようにこれこれのこの条文ですよという取り決めをしてるわけですね。先ほど部長の言われたように、例えば給与に関しては14万100円というのがあって、職員の給与の部分にしたら休んだ日について減俸するようになってるわけですね。それから、旅費については、ここ特にうたってあるということは常勤の旅費についてはこうなんですけど、非常勤の監査委員の旅費については、それは旅費支給されるわけでしょうからね、研修等に行った場合に。それと

職員の部分というのは違うと思うんですよ。結果的には一緒だと思うんですけどね。なぜこの取り決めにほかの法制上のつくられてるのと同じにしないのかという意味で、さらっと読んだ場合については一応は理解するんですけど、読む人によっては勘違いの部分がある、思い込みがある。だから、これこれの条例ですよとか、これこれが自治法のこれですよとかという取り決めに全てしてるわけですよ。それをなぜしないか。一般職、特別職という言葉の話はわかるんですよ。わかるんですけど、法制執務上はこういうのはおかしいんじゃないかなって、給与も含めてなんですけど。私がこうです、そちらがああですという言い合うばかりじゃ前に行かないんですけれども、2回目の質問、再度理解できるようにしていただきたい。

それから、先ほど言われた文章、もしあれば後で結構ですからいただきたいというふうに思います。地方自治法施行令の細分をもう一回教えてください。報酬と給与の違い。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

済いません。私また勘違いしとるかもしれませんけども、給与と報酬でございますね。

この度監査委員さんの給与につきましては、常勤監査委員さんは給与でさせていただきます。それから、非常勤の監査委員さんについては報酬ということでさせていただきます。食い違いがあるかもしれませんが申しわけありません。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいか。

〔3番岩崎清治君「よろしくないけど、3回言いましたので」と呼ぶ〕

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

ここで山本雅彦議員、ありがとうございました。議員席のほうへお戻りください。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔「わからなんだ。もう一回言うて」と呼ぶ〕

じゃあ、議案第48号「美作市監査委員条例の一部を改正する条例について」、この条例については美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第48号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

昼休みの間、討論とは一体何のためにするかなということで紹介をさせていただきます。

私はこの議員必携なるものは四六時中見ないんですけど、これたしか3回目ぐらいで非常に回数は少ないんですけど、ちょうど討論とは何ぞやというところを、その目的は自己の意見に反対する者及び賛否の意思を決めていない者を自己の意見に賛同させることにあると。そういうことで討論の目的はここにあるんですが、本論に入るように私は本件が法令違反であるということを丁寧に反対討論をさせていただきます。

午前中のときにする私申し上げましたが、平成29年3月6日の平成28年度定期監査第2次結果報告について地方自治法190条第9項の規定により報告するとともに10項の規定により意見を提出すると、これが地方自治法という法令です、法律です。ところが、山本監査委員から、議会選出の委員からありまして、市長選もあるということで云々かんぬんというのがありましたが、これは申し上げましたように前からわかっていたことであります。監査計画をつぶさにつくってやればできることです。そしてこの監査結果をもとにする指摘事項を直していくというのが行政の役目であります。ことわざに「先ず隄より始めよ」という言葉がありますが、いやしくも高田監査委員がおられるこの監査報告において組織の見直しについて監査委員は2人でいいと、まずみずからがその費用を削るんだと、こういう決断をなされた合議がある。これについて、にもかかわらず、市長は監査委員会と言うたのは間違いだと私指摘しましたが、そういう意見があったんだなど。こういう意見あったんですが、この法令の規定に抵触するような、そういう意見はあり得ません。この条例の人事案件は、それは行政である担当部長が総務部長であり、法令を審査する横山副市長であろうと思います。そして最終的に提案するのは市長であります。ここのところを全く考えておられません。監査委員がみずから要するに身を切るんだと、こう言われてるにもかかわらず、それを3人にするということはあり得ないと思います。監査委員は今日か昨日か知りませんが、任期はあるんですが、ちゃんとその合議を踏まえた御本人です。ほかの監査委員がおられたとしても、それはやはり前例として踏襲していかなければいけません。そういった法令違反があるということは全くだめです。

そして2つ目、法令違反の監査をする場合において、その踏まなければいけない、例えば費用対効果とか、そういったことを考えなきゃいけないんですが、こういったこともできていなくて3人おっても費用の無駄です。したがって、本来あるべき姿の2人という監査委員が正しい形だろうと思います。ところが、いろいろな社会の変化によって行政事務が非常に多様化しております。それにも対応、行政事務監査をしていかなければいけないんですが、それは頭を増やすんじゃなくて事務局を充実させて、そしていろいろアドバイスをする、そういった体制こそが代表監査委員として考えるべきことです。今現実には議会事務局の職員と監査事務局の職員が兼職している部分もおかつあると思うんですが、そういったものをまずきれいにクリアランスして、そして事務局を充実していくということが代表監査委員としてすべきことであります。そういったことをせずにおいて、まだできてないから増やしてほしいと。そういうことを言うこともおかしいし、それを何もおかしいと思わないということもおかしいということで、私はこれは絶対に法令違反としてすべきでないというふうに思います。

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

反対の立場で討論いたします。

地方自治法195条につきましては、美作市においては監査委員を2名というふうに決まっております。ただし、ただし書きのところにおいてその他の事情があれば増やすことができるという意味合いのものを持って美作市の部分は3人だというふうにされておるわけなんですけれども、先ほど質疑のときにお聞きしましたら、監査委員さんの勤務については普通の監査委員さんは月5回、常勤の監査委員さんは12回と。これは少な過ぎる。3人にする前に、このお二方がある程度目いっぱい、もちろん議会選出の方については毎日勤務というのは非常に無理があると思うんですけど、でき得る限り増やして、なおかつできなければ3人というのはあり得るだろうと思うんですけど、それがまず1点。

それから、先ほど言いましたけれども、給与という言葉を使って月に12回勤務で常勤給与と。これは一般人が聞いた場合に、私たちも含めて非常におかしい、解釈論がおかしい。なぜならば、この給与という言葉を使わずに報酬という言葉を使って十分あり得るわけですよ。同じお金を出すんなら、皆さんが納得するようなやり方でやっていただきたい。

3点目は、先ほども言いましたけど、一般職の給与や旅費の支給について準用する、例によるというふうに書き方してあるんですけど、今までの市の条例やほかの法律等々を見た場合に指定をしてないような、これが確定をしてないような、美作市何々条例の第何号だと、これに当てはめてこうなんだというふうな書き方をしてないというのは非常に法制執務上、バランス上、考えておかしい。

以上、3点によってこの条例については私は賛成しかねるということです。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

賛成の討論します。

この議案第48号にもあるように、美作市監査委員条例、平成20年美作市条例第44号の一部を改正する条例。20年からこのかたこれに手つけたことがないという裏づけでもあるわけ。それから、みまちゃん見てる皆さんのために条例は確かに議会の権限において議決をしなければならないけれども、規程とか要綱とかというものは首長の、すなわち市長の段階において執行権の中で手を入れればいいことであって、小さい事柄にこだわらず、大所高所から見て、この流れがいいということを言いたいという。

もう一点、私は議員として非常に誇らしく思っておりますのは山本雅彦議員の発言、また行動、非常にすばらしい。議会の中から山本議員を監査委員にしたことを本当に議会運営委員長として誇りに思うということのみまちゃんの皆さん初め、執行部の皆さんにお伝えしておきます。非常にいい。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第48号「美作市監査委員条例の一部を改正する条例について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第49号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

いろいろと説明を受けたわけですが、この条例の改正によって市の税金、実質的なもんなんですけど、市民税にどのように響いてくるのか。そういう調査というんか研究というか、されてますか。市民税にどの程度響いてくるんですか。増えるのか減るのか。増えるとしたらどの程度増える、減るとしたらどの程度減るかということを教えていただけたらと。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

市民税の控除額が所得控除が10万円減額され、基礎控除が同額引き上げたことによって市民にとって不利益が生じないかというようなことかと思えますけれども、所得控除が10万円減額され、基礎控除が同額引き上げられるのは働き方改革において税の賦課においても、さまざまな働き方改革に対応するための振りかえであり、同額が振りかえられることから課税額は原則としてその影響を受けないと思われます。また、障がい者の方など、改正による不利益を生じないように調整控除を行うことも規定されており、原則として有利、不利ということは発生しないと考えております。

なお、国税と同時に地方税においても控除金10万円の振りかえの改正と同時に高額所得者の控除の上限が引き下げられたことから、給与所得が850万円以上で子育て、介護等の事情のない方については増税になることとされております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

増税になるんだったら幾らぐらい増えるんとか、そういうことを聞いとるわけです。具体的に金額的なもんが、市民の税金にしたってどの程度響いてくるのかと。税額に関してですよ。それを聞いとるわけです。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

そこまでの計算はしておりませんが、今言いましたように850万円以上の給与所得がある方については増税になると考えられます。金額的なことは計算しておりません。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第49号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

討論がないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第49号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第50号「美作市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

法律が改正されて、それに準じるんだということなんですが、改正前の情報通信技術云々かんぬんというところから改正後の農林水産物等販売業等々というところにかわった法律の背景は何ですか。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

私からお答えいたしますが、そのコールセンター業務につきましては、賃金の安さその他含めて1に全国的に見て一部の地域に集中しておりました。具体的に言いますと沖縄でございますけれども、それが過疎地域を全国に抱えている都道府県から見ますと、過疎地域の振興のための税制としてはやや偏りがあるんじゃないかという議論がかつてからありまして、そこで農林水産加工業というものであれば全国の過疎地域、例えば美作市等においても活用の可能性が高まるだろうというようなことの中で対象の付施設が今回の法改正によって改正をされたというふうに伺っております。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。議案第50号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

討論がないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第50号「美作市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第51号「クアガーデン武蔵の里設置及び管理に関する条例の廃止について」、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

尋ねるんですが、これ何でこのように委員会にも、産業建設委員会の中でも、今までクアガーデンをしたときには武蔵の里の拠点づくりということで大きな皆さんの信頼、協力いただきながら大きな投資したわけじゃけども、これ何ですがな。光熱費が多いという形の中であつこを閉めた。光熱費じゃないんじゃ、これ。人件費が大半を占めてた、赤字の大半は人件費が大きなウエートを持ったわけ。それはその決算書見たらわかるわけですが、なぜ今ごろになってから。議会のほうにも産業建設委員会のほうにも諮らずに、今後どのような、これをどのような形の中でかえようかというような、そのような方向性も全然市民の方に説明もせずに、一遍にここに条例改正するということについては疑問に感じるわけですが、武蔵の里をどのような形の中でかえていこうとしとんか。それについての質問をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

クアガーデン武蔵の里につきましては、平成28年10月から休館ということにいたしております。今回、条

例で廃止するという事でございますが、この休館にしております施設の利用方法、またその敷地、土地の今後の使用について協議を進めていくためにこの条例を廃止するということにいたしております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

それじゃ、答弁ならまい。尋ねとることと全然かみ合わんのじゃ。それと、これ地元の人の声、どのような形の中で執行部のほうは地元の声聞いとんかもわからんけども、萩原市長は4年前の選挙立候補したときにも市民の皆様の声を声として行政に反映すると言われた。また、きょうもその声なき声を行政の中で反映する言われた。それが、これ尋ねたら地元のものにこういうふうな相談があったんかって、部落長に聞きました。全然相談も何もない。そのような形の中で、冒頭市長が挨拶したことと、今言ようこれやろうとしてこれ議案を出しとんじゃが、クアガーデンの武蔵の里設置、管理の条例についてが出とんですが。どがい考えられとんかな。今のやつをどのように改革しようとしとんか、それをきちっと部長言うてもらわんなら。意味もわからんのに条例だけ改正したらだめじゃねえか、これ。そうでしょ。それから、あれをするときには地権者の人、それから今言よう先人たちが汗をかいてあの施設に大きな公費を市民の同意をいただきながら投資したわけ。これ条例改正したらどがいなるん。目的もないのに、ふらふらかえていくというのはいかなもんかと思うんじゃけども、あれ閉めてから何年もしとるわけじゃ。何年もたつとるわけでしょ、あれ閉めてから。その間、あなた方は何をされたんな、これ。何もされてないんでしょうがな。あっこをやったのは指定管理に出しただけの話。愛の村と武蔵の里を合わせて6,333万円。この土曜、日曜に、あそこの楽市楽座も行きました。指定管理になってようなつとんかと思うたら、悪うなつてもようなりよらん、お客さんおりゃへんが、この土曜、日曜に全然。春休みにおれへんのじゃ。それと楽市楽座やこ、恐らく1日に3人でもおるじゃろうか。あそこに出荷しようる人も野菜出したら売れないから、夜には持って帰らないけんらしいですわ。そのような、もう少し考え方をきちっと指定管理に出しとんだつたら、その辺の人と話もこうこうして、このようなアドバイスをしてもろうとんじゃとか、こうすることによって町が物すごく活性化するんじゃとかというふうな話をきちっとして、時系列でやっぱしこの議会に、市民に説明せなんだらこれは納得できん。どのような取り組みしてきて、どのような形の中でこれを提示したんか、その説明をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

施設は休館をしております。そして今回廃止することで、先ほど申しましたように施設及び土地の今後の使用について協議を進めていきたいというふうを考えておりまして、地元に対しても今後説明してまいりたいというふうに思います。

それから、楽市楽座などのことがございましたが、利用状況を分析して、運営について指定管理者と協議を進めてまいりたいというふうを考えております。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

部長、おかしいこと言うちゃいけん。更地にするんじゃという話じゃろ。更地にするんじやいうて。これ

光熱費が高いんじゃないというて、これも私委員会の中でも大分言いました。光熱費がたくさんかかっただったら、今の太陽光入れたらいいんじゃないかと。太陽光入れたら、民間だったら全部が自分の借金とか貯金を使わないけんのじゃけども、個人の資本で全部せないけんのじゃけども、市がするという事になったら、これ国から2分の1の補助金が出るんじゃないかと。補助裏は過疎債が使えるんじゃないかというような話もしました。そうしたら、あそこは大きなもの、重たいものを上へ乗せたら耐震に問題があるというて言うたん。すぐ聞いた、設計屋に。全然耐震には問題がありませんと。1平米当たり40キロ以内、もう全然太陽光については関係ありません。そのような努力もせずにおって、あなた方が言うったのはあれを閉鎖した原因というのは人件費ではない。これは光熱費じゃというて言うた問題を解決せずにおって、それをまた今度は更地にするじゃというて、何をするやらかにをするやら、市民の皆さんに説明できんというのは、ただ更地にするんじゃないというて。何を考えられとんですか。あなた方、毎日役場に何しに来ようんな。この議会できちっと説明せないけん責任があるでしょうがな、あなた方。もう大概にしてくださいよ。答弁。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

今回の提案は施設を廃止するということで、直ちに更地にということは申し上げておりません。このクアガーデン武蔵の里は以前から運営しておりましたが、お客さんがあってもなかなか収支不足の額が多額で、平成21年度からはプールの営業期間を短縮したり、また23年度には夏休み期間中とするなどして、それでも赤字額が大きいので休館にしておったものでございます。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

私は公共施設と管理総合計画について、一般質問を3月にしましたが、その観点から若干質問させていただきます。

今、その当計画は28年度に約700万円ぐらいで業務委託しとんだけど、拙速な部分があるんで今調整中だというのが大方の答弁であつたろうと思うんですが、具体的にこの個票をつくっていくときに、大体僕のいろいろ近隣市から聞きますと、三、四年は最低かかると思います。話がそれますが、私の村にある幼稚園、更地にしてお返しすると。地権者の人も数名おられて、いろいろとお話をして了解のもとに前年度予算で解体もできてるんですが。話をもとに戻しますと、そういった施設をやるときには法律をどうこうするということじゃなくて、地元と話がむしろ先行する中で跡地利用も踏まえてやるというのが公共施設等管理計画の正しいあり方だと思うんですが、そこで部長にお尋ねしますが、具体的に27年度の1,000万円の委託料から端を発したんだろうと思うんですが、あのクアガーデンがもう後になってしまったと。そのあたりから地元の人と何回ぐらい相談をさせていただきながら、そして今後利用するというのをやってこられたんですか。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

クアガーデン休止の際に地元の方とはお話をさせていただいております。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4 番（岡野 鉄舟君）

そのときに具体的に地元の方はどういうふうに言われたんですか。ああいいだろうと、こう言われたんですか。そうじゃなくて、もう少し残してほしいと、いろいろそういう全体の中で、例えばいろんな観光施設がある、そこで連携をする中でインバウンドも含めてそういうふうにするべきだとか。普通私が地元であれば、そういったようにお願いをするんですが、そういったことはあったんですか、一切なかったんですか。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

さまざまな意見が出たと思いますが、かなり天井が高い施設であったりすることから、効率がかなり悪い施設であるというような御意見も伺ったように記憶しております。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4 番（岡野 鉄舟君）

よろしい。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑。

山本議員。

11 番（山本 雅彦君）

条例の廃止の議案でございますけども、この件については先ほどありましたように休止をするころに地元の方々から要望書が出ったと思います。それは何かというと、浴場、お風呂については設置をしてもらいたいというような要望が出ったのを私は記憶しております。ただその後、それがどうなったかということは周知のことございまして、私はそのときにも、その後ですか、申し上げた。また、一般質問でも申し上げましたが、五輪場も老朽化してますし、今は指定管理でございますけども、訪問客も多いわけですから大浴場つきのビジネスホテルなんかいいんじゃないかと、あるいは日帰り入浴できる、そういう施設をつくらいいんじゃないかということも提案をしたわけでございます。残念ながら、まだそれは目の目を見ておりませんけれども、地元の方々の要望からすると、そういったことはやっぱり今後視野に入れながら検討していく必要があるというふうに思います。ただ、今回のこの用途といいますか、条例の廃止については何か別のお考えがあるのかどうかは、それはわかりませんが、いずれにしてもこのことについては地元の方との協議もしていただきながら、これから市長としては丁寧に説明をしながら事を進めていただきたい。私はその地元からの要望があったことはやっぱりよく考えながらしっかりと実現できる方向で今後を進めていただきたい、このように思います。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑ございますか。

〔市長萩原誠司君「質問じゃろ」と呼ぶ〕

済いません。失礼しました。質問の後の答弁です。

市長。

市長（萩原 誠司君）

先ほど遠藤部長からお答えをしたのに対する補足の質問ですので補足でお答えしますが、議員おっしゃったとおり、休止のときに綿密な地元協議があつて、それに対して地元から今議員がおっしゃったようなこと。つまり、五輪場の宿泊客あるいは合宿客及び地元のニーズというのを踏まえた上で代替の温浴施設を建設することを中心とした、それで幾つかの若干細かい項目ありますけども要望書が出ておつて、これは当然今でも正式な要望書として検討の対象になってるということは申し添えておきます。

それから、もう一つ当然でございますけども、この施設については経済部だけでなくいろんなところでさまざまな形で大原地域の方々からいろんな意見が、御要望も含めて当方に参っていると、こういうことをまず申し上げておいた上で、したがいまして今後この廃止されたものについては大原地域全体のために活用していくということはこの場で申し上げておいて間違いないというふうに思っております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第51号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定しました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございますか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

反対の立場の討論をさせていただきます。

とりあえず、先ほど質疑の中でも言いましたけれども、市長は声なき声をというて言よんじゃけども、声ある声も聞いてもらわなんだら、市民の声を十分。部長の話では、行ったのは1回、今聞いた限りでは。そういうことではなしに、風呂の関係も先ほど山本議員も言われよりましたけれども、市長はこの4月に当選したら風呂はすぐしちやると。保育園のとこにしちやるといふうに言われたんじやと。つつじ園のときに風呂はすぐしちやるといふ言よんじゃけども、あなた方何回風呂してもろうたんないというてこの間も言うたんだけども、そのような形の中で実際にあそこに来ようる観光客、それから武蔵の里を中心にまちづくりしようとして地域の皆さんが結集したその思い、このようなものを無視した形の中で計画性のないような廃止を先に先にするということについては私は反対でございます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

内海議員。

17番（内海 健次君）

クアガーデン武蔵の里っていうのも、大原としては非常に歴史があったと思います。ここでその歴史を大きくかえるというのはそれなりの考えがあつてのことだろうと思われます。今、市長が答弁されたように大原地域全体で活用するんだと、こういったところを評価いたしますので賛成をいたします。

以上。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

岡野議員。

4 番（岡野 鉄舟君）

冒頭申し上げましたように、公共施設等管理計画の手順がもう全く逆です。その地元といろいろ会話、コミュニケーションをする中でどうしましょう、こうしましょうと、それではやめますよというのが本来のいわゆる声を聞く姿です。それを今議場の中でやってしまうというのは言語道断であります。したがって、私は現時点でのこの条例の廃止は反対をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

金谷議員。

9 番（金谷 のり子君）

クアガーデン武蔵の里としての機能を今しておりませんし、ずっとそのまま置いておくということも不可能です。それから、今後また再開するということも不可能であるということは、ここで条例を廃止して、一からまた市民のために、大原の人のために、しっかり市長も今意見を聞いているということですので、新たにここで出発するためにも条例を廃止し、進んでいくべきと考えます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第51号「クアガーデン武蔵の里設置及び管理に関する条例の廃止について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。議案第51号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第52号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第1号）」について、これより質疑に入ります。

皆さんのお手元に配付しております資料に基づいて、まずさきに環境部の森元課長より説明をしていただきます。

課長。

クリーンセンター管理課長（森元 浩之君）〔登壇〕

失礼いたします。議案第52号の一般会計補正予算（第1号）につきまして、市長の概要説明の中にありました14ページにございます衛生費の中の中段にございます塵芥処理費の……

〔「議長、もっと大きな声で」と呼ぶ者あり〕

14ページにございます衛生費の中の目の塵芥処理費、補正額4億1,840万円につきまして、この内容について説明をさせていただきます。この補正につきましては、旧環境美化センターの解体撤去工事及び土質調査について予算を計上しております。資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、A3にあります大きなスケジュール表のほうをお開きください。

このたびの補正予算につきまして、4月の予算計上の議決をいただきました後に5月には土質調査とそれから解体工事の入札を行いまして議決案件となりますので、6月に仮契約ができましたら6月に議会の議決をいただくことになります。そして土質調査につきましては、随時解体工事に並行しまして建物の地下部分の土質について調査を行います。この土質調査の結果、土壌に影響がないということになりましたら、翌年度の下部構のほうの解体に引き続いて行うということになります。また、土壌調査の結果、土壌に汚染があるということになりましたら、この土壌について解析等を行いまして31年度の当初予算に計上し、上部構の解体工事が修了後、工事を下部構の工事と土壌の汚染対策工事をあわせて発注することになります。

なお、この工事は何十年に一度という非常に難しい工事でございますので、施工管理費のほうも計上させていただいております。また、土壌調査につきましては、これは法律に基づいた施工方法により調査を行う予定でございます。この工事につきましては、この表のとおり、土壌調査から下部構の解体工事までおよそ1年半以上かかる工事でございますので、今回4月の予算の計上とさせていただいております。

それから、小さいA4の資料がございますが、そちらについても説明させていただきます。

こちらにつきましてはプラント設備の解体工事の内容を書いたものでございまして、この紙には南部環境美化センター解体工事とは書いておりますが、これは北部にも同じような工程で行いますので、これは一例として南部の美化センターの解体工事の内容について示しております。中段にあります赤い囲いの中にしておりますのが解体手順でございまして、工事業者が決まりましたら養生と仮設工事を行いまして、その後土壌調査等に入らせていただきます。そして付着物のあります焼却施設について洗浄を行いまして調査を行うという、この繰り返しを行いまして、その結果、完全に除去ができているということがわかりましてからプラント設備の解体に入っていきます。この付着物の除去というのはダイオキシンでありますとか重金属についてこれを取り除く工事でありまして、高圧洗浄によりまして除去するものであります。作業の後に調査が終わりましたら、赤枠の外になります。家屋の解体工事ということで、これは一般の建物の解体工事とかわりのない工事となります。この解体工事が終わりましたら更地にいたしまして工事が完了ということになります。先ほども申し上げましたが、この工事の期間は長期間にわたり工事がかかっていきますので、今回債務負担として費用も上げさせていただいております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

これより10分間休憩します。

午後1時50分 休憩

午後2時01分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

ここで環境課長の森元課長より補足説明があるということで、発言を求められております。

課長、どうぞ。

クリーンセンター管理課長（森元 浩之君）〔登壇〕

失礼します。先ほどのスケジュール表の中で説明が漏れておりましたので補足説明をさせていただきます。

土壌調査の結果において、土壌汚染の影響がない場合におきましては、引き続き下部構の解体工事について予算を計上しまして、翌年度下部構の工事を行うということでございますが、もし土壌汚染がありました場合には下部構と土壌汚染があった場合の土の置きかえ費用が膨大なまた費用になると想定されますので、上部構と下部構とは分けて今回発注しております。費用が下部工事の基礎工事と土の置きかえ工事、これにつきましてあわせた工事となりますので土壌汚染があった場合は費用がかかり、また工期も長くなるということになります。また、今回は合併特例債を財源としておりまして、期間が平成31年度までとなっておりますので早急に工事を完成するためにも31年度までに完成しないといけないということで、今回予算の計上をさせていただいております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

先ほど来、課長のほうから土壌汚染の関係を説明されようりましたが、これ合併特例債を充ててということなんじゃけれども、これあそこの最終処分場、これが何年かにわたって入札が全然決まらなんだと。ようようここで決まったんじゃと。今着工したんですか。そのような状況の中で、もう指名するもんがきちったした形の中で指名をせなんだら、またこれはまた特殊な特別な技術を持った業者でなかったら、これは入札参加もできない思います、ダイオキシンの関係で。それから、大体想定してこの土壌の関係、もうボーリングやこうしたんかな。ボーリングはしとらんのかな、斜めからでもずぼっと。この問題。ほいで、これがある場合については、どのぐらいな処理費、森友じゃないけども非常に今問題になつとります。この関係についてどのぐらい想定しとんか。その辺のとこわかりましたらお聞かせをお願いしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、この1件だけでいいんですか。議案第52号は一括質疑で受けますけども、いいですか。

15番（岩江 正行君）

ちょっと待って、議長。それはおかしい。あんた今言うの、今に対する質問というて言うたろ。

議長（鈴木 悦子君）

違います。

15番（岩江 正行君）

ほかにまだようけ言わないけんことある。

議長（鈴木 悦子君）

議案第52号についてのです。

15番（岩江 正行君）

議案第52号の説明というて、今に対しての説明を言うたからしたんじゃから、それだったら全部のをみんな説明させてじゃね。

議長（鈴木 悦子君）

全部は萩原市長のほうから提案理由の説明がございました、1件ずつ。

15番（岩江 正行君）

そんなばかな話があるか。それだったら、それ言わなんだらいいんが。

議長（鈴木 悦子君）

その中で議案第52号について、今特別に。

15番（岩江 正行君）

それだったら、ほかの言おうか。

議長（鈴木 悦子君）

一括質疑をお願いします。

15番（岩江 正行君）

この先ほど来、この商工費の関係で1,000万円減額をしております。これほんまに見たら、あそこの頑張ってくれてあがいな状況なんか、今の状況、愛の村の関係、それから武蔵の里の関係。これはほんまに6,333万円も出しとって、そこら1,000万円引いても、何か知らんけど人が言よんのに、これ指定管理料いただいとったらええ金もうけになるがなというような悪口言ようような人もおられますが。楽市楽座やこうでもほんまに人が来てないんですから、朝市するときに、朝市が月に2回ぐらいあるんかな。そのときだけには何人か朝、午前中にばらっと行きようります。けれども、間のときには全然行ってない。行ってないということは、今言ようる指定管理に出した会社が管理料だけいただいて、もう少し市民の目線で営業活動なり経営なりをされてないんじゃないかなと。この1,000万円やこうではとんでもないような話を私は異を持つとるわけですが、なぜこの1,000万円だけにしたのか。こういうなん今の現状。武蔵のクアガーデンを閉めるんだったら、こねえなとこにもう少しメスを入れていただきたいということを申し上げたいと思います。

それと体育施設費で527万円の補正予算組んでおりますが、これ測量設計委託料が400万円で、工事請負費が120万円。工事請負費がこれ別の工事かもわからん、それ聞こうと思うとんですが、この120万円に対してその設計委託料が400万円というのは、これは何でこんな書き方したんかなというふうなことをお尋ねいたしたいと思います。

それから、デマンドタクシーの関係。いや、タクシーの関係、この前公共交通の関係についてはずっと一般質問でもさせていただいておるんですが、近隣の市町村との関係もよう調べてくださいよと言うとんですが、これは数字が違ようなな、近隣市町村とは。なぜこういうふうな数字、美作市はこういうふうなの交通弱者と言われる方々になぜそんだけな厳しい目を向けられるのか、そんなとこがわからない。それとデマンドバスの関係も質問しましたら、デマンドバスは作東を今走りよんじゃと。今、吉野の辺のとこ調査しょんじゃと。調査しょんじゃというて、そのタクシーにしたってデマンドバスにしたって市民が利用する施設ですから、こういうなものを1つにして考えていく必要があるんじゃないかということ。これについて1点目の質問といたします。

議長（鈴木 悦子君）

課長。

クリーンセンター管理課長（森元 浩之君）

失礼します。先ほどの岩江議員の質問でございますが、業者につきましては議員がおっしゃられたとおり、この工事は専門的な工事となりますので、30年とか40年に1回の事業でございまして経験した工事の業者というのは少のうございます。しかし、こういった中で一般競争入札という形で発注させていただくことになるかと思えます。

それから、土壌の事前調査についてですが、土壌の外部については調査を行っておりまして、これは影響は出ていないということはわかっておりますが、建屋の地下部分につきましては事前の調査は行っておりません。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

〔15番岩江正行君「議長、建物の下部だけのコンクリの立米数やこわかるでしょ。どのぐらいあるんか」と呼ぶ〕

2回目の質問でしてください。

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

武蔵の里関連施設及び愛の村パークの指定管理料の減額でございますけど、指定管理者との年度協定、協定書の締結におきまして1,000万円を減じて年間で5,333万3,000円とする協定を締結をいたしました。

それから、確かに武蔵の里などの利用者につきましては、クアガーデンの休館の影響も当然でございますけど、前年度に比べて減っている現状でございます。指定管理者のほうにおきましても営業努力をしていただいておりますが、なお一層取り組めるように一緒に協議をしてみたいと思います。また、楽市楽座につきましては、特に出荷者の出荷組合のほうのデータも検証しながら対策について検討してみたいというふうに思います。

議長（鈴木 悦子君）

総合戦略監兼ねて企画振興部長。

総合戦略監兼ねて企画振興部長（大森 洋平君）

失礼します。527万円の体育施設費につきましてでございますが、まず委託料の400万円のほうはグラウンドゴルフ場の土地の造成等に係る設計の費用として400万円を計上させていただいているというところでございます。また、120万円のほうにつきましては、土地造成のところにございます、今は使用されていない旧テニスコートがございまして。こちらのほうを一部改修をいたしましてグラウンドゴルフ場として使用するということで改修の費用として120万円を計上させていただいているというところでございます。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

タクシー利用補助の件でございますが、岩江議員のおっしゃられるとおり、近隣に比べてそこまで達していないのが事実でございます。作東地域でタクシー利用補助を受けた方などからアンケート調査を行いました。その結果、回収率は72.1%、アンケートとしては高い数字かなと思っております。その結果の中で、補助金の補助率50%、半額なんですけれども、妥当だと思いますかという質問の中で、ちょうどよい、十分過

ぎるとを含めまして71.1%の方が回答されております。また、補助金の上限の3,000円は妥当だと思いますかという質問に対しては十分過ぎる、ちょうどよいを含めまして68.7%という回答が得られております。こうした中から、今回も同じような金額で想定してやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

環境部のほうにお尋ねするんじやが、下部構だけ。下部構だけでもわかるでしょう、コンクリの立米、設計図があるわけじゃから。どのぐらいの金がかかるんかな。普通の中間処理場じゃ恐らくこれだめだろうと思うんじや、中間処理場では。この近辺の中間処理場じゃ、そこ持っていくことはできないんじゃないかと思います。その辺のともでできましたらお聞かせをお願いしたいと思います。

それとバスの関係。上限を3,000円までじゃと、東栗倉から。これは一般質問でも再々言う тоннじゃけども、透析されようる人が東栗倉からさとう記念病院、津山の病院行きようたら、1週間に3回は行かないけんの、月水金とか、火木土とか3回は行かなんだら、もう大変なことになる。ほいで、あんた方の目線で物事を言ようたらいけんど。市民の弱者の目線で物事を考えていかなんだら、弱者の目線で。年金生活が二月で7万円ほどもらう人が、ここら辺よりか奥、東栗倉じゃ、西栗倉、あっちのほうへ行ったほうが多いんじや、国民年金の人が。途中でこれどがいなるん、一遍行ったら済んでしまうぞ、タクシー代に、1週間行ったら。1週間に7,000円ぐらいかかったら、7,000円かかるんじや、片道が、勝間田まで行くのに。往復しようたら1万4,000円でしょう。月水金と行って3週間行ったら6万3,000円要るわけです。6万3,000円の半分見ても3万円ぐらひは一月の年金生活が全部そこに行くんじや。あとはかすみを食うて生活せないけんようになる、かすみを食べて。福祉の部長が、市民部長がもう少し市民のそういうふうな生活実態というようなものをもう少しぴちっと抑えた形の、調査した形の中でしてもらわなんだら。ここの湯郷の人らが3,000円じゃというたらどえらい喜ぶ。買い物難民の方が東栗倉は非常に困った、この間、ようよう鳥取から来ようる人も前に来よった人が来られんようになって、鳥取のほうの人を頼んであげて、そねえしよったらまた今度は津山のほうの人が自分とこの近所のほうにも回ってきようる。どがいぞそこもあげてもらように言うてもらえかなというふうなことも言ようるわけですから、やっぱしそれらは食べ物はかは買えない。じゃけども、衣食住の中でやっぱし着るもんもいつまでも持ちやあせん。たまにはぜいたくしてみたい。その中で買い物しに行こう思うたら、最低ここへ出ないけんの、林野へ。ほじゃから、あんた方の所得の関係から目線で物を言ようるからおかしゅうなるんじや。最低賃金で生活しようる人たち、それから年金生活者の目線で物事を行政をやりようらんから、福祉がずっと切り捨てられるんじや。萩原市政というのは福祉優先の行政か思うたら、あんたの話こうやって聞きようたら、福祉切り捨てのようにわしは見える。もう少しよう考えてもらわなんだら。

それから、デマンドバスの関係やこうでも、それは今ここには質問がないけん、また一般質問させてもらいますけど、もう少し、10年もたつとるわけじゃから、あれが走り出してから。皆さんがどんだけ喜んどうか。そんなともこのタクシーの問題とひっくるめて、うちら市じゃけども、よその小さい町村がうちより物すご負担の少ないような状況の中で頑張つとられるんじやから、どういような形の中でされたら市民の負担が、市民も市もありがとうという感謝の気持ちが出てくるような行政ができるんか。そんなとも十分考えていただきたいと思います。

それと武蔵の里じゃな。これも皆の悪口か何か知らんけどもというて先ほども言うたけども、悪口じゃない、本当じゃらと思う。風呂へ自分が先週、ちょうど1週間前じゃ。指定管理料払うとんのに風呂がぬるぬ

る、下が。ほいで、風呂から上がった思うたら、だんと滑って転んで腰を打って、それで自分は血液さらさらにする薬飲みよんですよ。そしたら、みんなが血がぼとぼと落ちようがなというて。ここからこの辺からもう血が流れてきた。傷したら物すぐ出るわけじゃ。それから、風呂の中もここ1年ほど前に指定管理料渡してからすぐ塗りかえた。ほいじゃけど、塗りかえたけど、この水から風呂のどこ真っ赤なよ。あれ掃除しとんか、下が。それから、1年かかるとるあれしたやつが、はや下のほうがもうこういうふうにくれてな、2カ所ほど。やっぱし公衆衛生の関係から言うても、やっぱしもう少しいい湯だなというまでに。この間も大阪の人が来られて言ようりました。ここの湯は物すぐええ湯じゃというて。この前、古町のひな祭りに来たんじゃと。ほいで、ことしも来させていただいたんじゃというて5人ほどの男性の人が来られておりました。ほいじゃから、ここの風呂は安いし、いい湯じゃから寄させてもろうとんですというて。ああ、そうですかという言うたんじゃけども。もう少し清潔に、あんたとこの風呂がどないなんか知らんで。やっぱしお金もろうてしょうるわけじゃから、少のうても多いても、もう少し清潔な形の中でせなんだら、これが指定管理6,300万円から出しようた、これが仕事の中身。

それから、あっこへ、楽市楽座に出荷しょうる人、生産者組合に言うてくださいというのは今さっきちょぼっとそないなこと言やあへなんだか。そんなこと言わなんだじゃろ。それが夜になったら売れんのんじゃと。朝持っていくんじゃと、持ってこい言うけん。売れないから、もう取りにいかないけん。それだから今Aコープに持っていきよんじゃと、大原の、農協の横のAコープに。そしたら、もう2時間ほどで早う行かなんだら売れてしまうらしいですというようなことも言よりました。ですから、もう少しせっかくの武蔵を顕彰しょうる、武蔵の里には一度は行ってみたいというような人がいまだにばらばら土曜、日曜になったら来ようります。やっぱし受け入れ態勢としてももう少しその辺のどこを真剣に行政を取り組んでもらわなんだら、場当たり行政で、風呂も3回も4回も再々しちやる言わずに、するんだったら皆さんとよう相談して、このような構想を持つとんじゃというような話し合いでもせなんだら。撤去する費用ばあ先に先にして、条例ばあ出して、中身についてはまだ全然これからじゃというような、そんなとんでもないような行政はいかがなもんかと思えます。

それから、グラウンドゴルフ場。これも400万円の設計委託料ということになると恐らく約1億円ぐらいの事業じゃないかと思うんですけども、これ今あるところをショウワコーポレーションに貸すわけじゃけえ。市の所有のものを貸して、また市は新たにまたここを新たにするんじゃというような話だったら、野球場もどこかほかに、作東のバレンタインとこも広いとこあるし、勝田のほうにもいいグラウンドもあるわけですから、その辺のどこも考えてじゃね。上手するばあが行政じゃないと思いますんで、この辺のどこについてもあるものは十分利用するという形の中で。ショウワコーポレーションは今までずっと湯郷Be11eの支援してもらったからひどう言いたいことはないんじゃけども、もう少しその辺のどこにも考えていただきたいと思えます。

以上。

議長（鈴木 悦子君）

課長。

クリーンセンター管理課長（森元 浩之君）

まず、環境美化センターの解体についてですが、南部の環境美化センターにつきましては延べ約1,900平米の建物となっております。また、北部につきましては延べ約1,250平米の解体面積となっております、この面積の中において土壌調査を今回行う予定でございます。なお、処理費につきましては土壌調査の結果、汚染された土が発見されましたらその土につきまして処理を行うということで、どうしても県内には処

理する場所がありませんので県外へ搬出することになります。処理費につきましては、約1立米当たりが10万円程度かかるものと想定しております。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

タクシー補助の件ですが、実証実験として市内全域に今回広げる予定ですので、その後またアンケート調査をさせていただきたいと考えておりますので、その結果に基づいて今後料金等を検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

武蔵の里の浴室についてでございますけど、御指摘の点について調査、確認をさせていただきますとともに利用者の意見の把握に努めまして必要な対応をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、楽市楽座につきましては出荷者の御意見のほうもお聞きして対策を考えたいというふうに思っております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

総合戦略監兼ねて企画振興部長。

総合戦略監兼ねて企画振興部長（大森 洋平君）

ショウワコーポレーションの野球場の利用に関しましてですけれども、昨年度から池田企画振興部長も御答弁をさせていただいておりますとおり、ショウワコーポレーションが大芦高原の野球場を使っていただけるということで市としてはこちらのほうに大変期待をしておるというところでございます。他方で、現在の野球場に関しましてはグラウンドゴルフにも利用しているという実態もありますし、また英田においてはグラウンドゴルフの利用者がかなり多いといったこともございますので、そういったことも踏まえながら今回グラウンドゴルフ場を整備させていただくということで御理解のほうを賜れるというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、よろしいですか。

15番（岩江 正行君）

そんだけしか答弁できんの。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑ございますか。

内海議員。

17番（内海 健次君）

この補正とは若干離れるんじゃないかなと思うんじゃないけど、あるとき、昔々、実は津山を拠点とする広域でクリーンセンターが始まったんですけども、美作市は脱会して独自の道を歩んだと。その当時から今までクリーンセンターに投資した額はおよそ幾らぐらいなのか。恐らく市民の方も気にされとんじゃないかと思えます。実は光ファイバーのときに、平成17年、50億円を最高額とみなして私ども賛成したんじゃないけれども、恐らくその後65億円、70億円ぐらいになってるもんですから、クリーンセンターが必要なんだけども

無尽蔵に出すわけにはいかないので、一応およそ、今のところこのくらいは錢をつぎ込んだんじゃということだけ、ここでお聞きしたいと。

それともう一点、教育委員会、学校施設費、クーラーでしょうけれども、中学校、どのくらいの。6月につけるんか、7月につけるんか、9月につけるんか、この場でしっかり大きな声で皆さんに発信してやってください。

以上、2点。

議長（鈴木 悦子君）

環境課長。

クリーンセンター管理課長（森元 浩之君）

失礼します。クリーンセンターの建設にかかわった費用でございますが、この費用につきましては平成22年度から平成28年度までが約38億1,000万円かかっております。また、平成29年度はまだ決算ができておりませんが、約2億6,000万円の予算を計上しておりまして、30年度も今回ですが、今回の補正も計上しております。したがって、全体で約44億円程度はかかるものと見込んでおります。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

15ページの中学校の工事請負費と委託料の件だと思っております。副議長が申しましたとおり、中学校のエアコンということで普通教室のエアコンということでさせていただくものでございまして、御存じのとおりこの4月の臨時議会に出したということについてはこれから設計委託をして夏休み期間を利用してエアコンを整備したい。その後、2学期からはそれを使って授業をさせていただくようになろうかと思います。よろしくをお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

内海議員。

17番（内海 健次君）

環境部の課長、必要なものはとやかく言いませんけど、できるだけ削減をするようにお願いします。2学期には必ずつけちゃってください。終わります。

議長（鈴木 悦子君）

次に、岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

まずは順次御質問いたします。

まず、5ページ、地方債補正ですが、何ばか説明があったんで聞き取りにくかったんで追加で4件あります。これの起債の種類を教えてください。そして県への申請スケジュールというか、今のスケジュールです。それを教えてください。

続きまして、11ページ、繰入金の財政調整基金の繰り入れ4,208万円ですが、これなぜこれをしなきゃいけないかということをお聞きいたします。単純に答えないように、聞いている意味は深い意味がありますんで。

それから、13ページ、1点というか、そこの監査委員費の102万5,000円。今回、多数決で条例の一部改正が通ったんですが、具体的にそれを前提にしての各委員ごとの積算から出ているはずなんですが、その積算を具体的に教えてください。

次に、15ページ、教育総務費の20万円、謝礼金と自動車借り上げ料があるんですが、これは内容はなんだろうということ。そしてそのページの下のところ、社会教育費の28万4,000円で内訳は右の欄にあるんですが、これが報酬絡みでいえばその委員がかかった後を前提にしてなぜ出てくるのかということをして1回目の質問といたします。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

岡野議員の御質問です。

まず、地方債の補正でございますけども、このうちクリーンセンター整備事業、それからごみ処理施設の解体事業につきましては、このたび上げさせていただいております合併特例債が当たっておるというふうなものでございます。それと学校施設のほうについては十分把握しておりません。調べさせてからお答えをさせていただきますと思います。

〔「11ページ」と呼ぶ者あり〕

11ページ。失礼しました。ここに書いております過疎対策事業債が2件ともでございます。

次に、時期でございますけども、それについても借り入れの時期ですかね。借り入れの時期と言われましたかね。申請時期。

〔4番岡野鉄舟君「申請してるということ」と呼ぶ〕

はい。

〔4番岡野鉄舟君「つまり1回目の5月なり、次は」と呼ぶ〕

11月とかという。起債によっていろいろとあると思うんですけども、5月とか11月に申請のほうはさせていただくようになるとかだと思います。

それと次の財政調整基金はなぜここで取り崩したかという御質問でございますけども、通常であれば繰越財源を利用するというものでございますけども、平成29年度が終わったばかりということでございますので繰越金のめどがはっきり立っておりません。このことから財政調整基金で対応させていただくと。なお、地方交付税、それから繰越金などは当初予算を超過するということがわかりました時点で取り崩しのほうから振りかえるというふうな操作をさせていただくようになろうかと思えます。

それと監査委員の費用でございますけども、これにつきましては66万円につきましては高田監査委員の在任期間が11カ月でございますので6万円掛ける11とさせていただいております。また、旅費につきましては一般的に、これは高田監査委員の以前の経過を引きずっておるんですけども、それを11カ月分、他の旅費を含めて計上させていただいたというものでございます。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

私からは教育費、教育総務費の事務局の報償費と賃借料合わせて20万円の件でございます。

この件につきましては、現在美作市には幼稚園が4園、こども園1園、保育園が6園ございます。そのうち幼稚園につきましては子育て支援として現在預かり保育を実施しておりますけれども、保護者のニーズが保育時間の延長の要望等もございまして、こども園化につきまして専門的意見をいただきながら制度と施設の両面から検討を行いまして、今後の幼稚園のあり方等を研究する予算を計上させていただいております。

続きまして、社会教育費の社会教育総務費の報酬以下の金額でございますけれども、この補正につしまし

ては昨年美作市の公民館の設置と、管理等及び運営のあり方について、社会教育委員会議より答申をいただいております。その中、その結果をもとに今後専門家及び地域の方々の意見を聞きながら今後の公民館の整理整備を検討する予算を計上させていただいております。また、林野公民館につきましては、3月議会について建てかえについての請願も採択されておまして、あわせてそれで検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

合併特例債がクリーンセンターとごみ処理場解体なんです、31年度までです。枠配分が非常にタイトなところがあるんじゃないかと思うんですが、この辺をどういう認識をされてるかとか、要するに気をつけにゃいけんということを言ってるんですが、この辺を総務部長、今現在の認識をお聞きしたいと思います。

それから、11ページの財調ですが、私は繰越金の意図があったんですが、繰越金と言えばその年度末の3月ぐらいに10億円ぐらい出るというのは私もわかってるんですが、だとすれば、ずっと苦勞してためてきたものをわざわざ当初で取り崩さなくてもいいかなとは思いますが、一方で総務部長が言われたように見込みが立ってないという理屈もわかりますんで、これはいいです。

2回目の質問、財調についてお聞きするんですが、充当先がばらばらになってると思うんですけど、ただちの質問でわからない部分があるんで、これ内訳を教えてくださいという感じがいたします。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。岡野議員の御指摘のとおり、合併特例債、期限が非常に迫ってまいっております。

〔4番岡野鉄舟君「枠配分はどういう認識をしてるんですか」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

恐らく枠配分とおっしゃるのは過疎債のことに混同されておられると思います。過疎債のほうは枠がかなりきつくて、過疎債をきちっと使って残りがあれば解体工事その他についても過疎債のソフト分が使えるんですけども、この間過疎債のソフト分というのはそれこそ枠がありますから、それはなかなか、もう枠をオーバーするんで、したがって合併特例債を次善の策をして使わざるを得ないというのが今の現状になってます。ちなみに合併特例債につきましては、枠という意味かどうかは別ですけども、合併当初から一定の金額が当市の合併に伴って計算されて配分されてって、それがたしか今のところ約60億円ぐらいがまだ残っているというふうに承知をいたしております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

次に、充当先ということでございます。財調の充当先ですけれども、資料の予算書の10ページにございます一般財源の欄をごらんいただきますと合計で4,208万円というふうになっております。そちらに全て充当させていただいておるというものでございます。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

ほかに。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

15ページの再度を聞いときたいんですけど、中学校の学校管理費3,870万円。非常に過疎債とのからみで御尽力されてつけられたという答弁の中で、2学期からということを言われております。中学校というのは私美作中学校ぐらしか知らんのんですけど、英田と作東はもうエアコンついとんでしょう。ついてないん。それじゃったら、もっと細かく教えていただきたい。お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

中学校のエアコンの整備の工事請負費でございます。今現在、ついているところは英田中学校はついておりますけれども、あとの4校についてはついておりません。その中、普通教室についてエアコンを整備していきたいということでございまして、勝田中学校につきましては3教室、大原中学校についても3教室、作東中学校については6教室、美作中学校については10教室ということで、そういう形で整備させていただきたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

非常に教育委員会、執行部とも努力されとることはすばらしいと思ってます。ただ、世の中の教育というのは姉があり兄があり、その下に弟、妹がおるわけですよ。弟と妹のひもじい思いをさせて最後妹が亡くなって兄が亡くなる物語をこの間も「火垂るの墓」というのでやってみましたけど、教育の原点を見直さなきゃいけないのは、たしか入田に大きな落石があって、これから3年先まで第一小学校の生徒たちに無理を強いる。親が子どもを育てる場合に我慢するんですよと。我慢するかわりには、その我慢した結果には御褒美を出すというのが本来の姿。いつ第一小はやるつもりあるんですか。北小はいつするんですか。大原小学校というのがあるんかないか知らんけれども、小学校も教育で6・3の小中一貫教育をやると言ってるんならば、この方向に向けて、また教育立志を目指す美作市としては非常に力を入れてやってもらいたい。2学期で間に合うんならば、6月議会に間に合うんならば、間に合わせてもらいたい。それが保護者の声じゃないかと思って声を代弁して質問いたします。

〔「そうじゃ」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員、大原小学校はありますから、立派な小学校が。

14番（尾高 誉久君）

知らないから言っとんです。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

教育委員会としては、当然そういう計画的にやっていきたいと思っておるところでございます。本年につきましては中学校ということにしておりますけれども、その後計画的に要望をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

私はその計画的というのは順次行うというのが計画じゃないと。勝ったんだ、市長が。対抗馬に勝ったん。向こうの対抗馬が言ってたん何かというたらエアコンやる言うとったん。勝った以上やるべきなんじゃ。一般財源をつければいいんだ。総務省がチェックに来るほど金がたまつとんだったら一般財源使ったからというて保護者の人が納得するんですよ。ぜひともお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

教育委員会としても努力してまいりたいと思っております。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑ございますか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

私は先ほどの岩江議員の続きみたいになりますけど、これは16ページの例の教育施設費の527万円に関してなんですけど、私もあそこへ行ってみました、大分前ですけど。確かにテニスコートあります。でも、そのテニスコート、どうも余り使われてるようには思えなかったです。どの程度これを使われとっているんですか、過去の利用は。それを改修するということですけど、どういった改修するんでしょうか。その内容を教えてください。改修して今後またその利用の見込みというのはあるんでしょうか、過去の利用を見ればわかるでしょうけど。あそこたしか2面か3面あったと思うんですけど、どういうふうな改修をするための120万円なのか、内容です。

それから、400万円に関しては測量設計等委託料ということになってますが、今のところを撤去、野球場のところにあるグラウンドゴルフ場を向こうへ回すということですから、野球場をショウワコーポレーションに貸す以上、そういったことは行われるということなんでしょうけど。ショウワコーポレーションと一体どの程度の話が進んでいるのかということも私たちはよくわかりません。使用料をどの程度もらえるのか、もらえないのか。この移転をするのに、一体設計委託料してみなきゃわからんと言われるかもわからんですけど、とにかく全体像が全然見えない。私たちはそれに対して賛成反対をなかなか言いづらいところがあるんです。もう少しこの全体像を示していただいて進めていただきたいという思いがありますので、その辺のところをもう少し詳しくお知らせください。

議長（鈴木 悦子君）

総合戦略監兼ねて企画振興部長。

総合戦略監兼ねて企画振興部長（大森 洋平君）

御質問のテニスコートにつきましてですが、こちらのほうは大芦高原の本館のほうからかなり遠い場所にあるというところでございます、実態としましては今は使われていないといったところでございます。改修の内容というお伺いですが、今このコートに関しましては4面コートがあるんですけれども、その2面と2面のちょうど中間のところに鉄のフェンスがあります。こちらのほうを撤去させていただくとか、テニスコートのネットの支柱、こういったもの……。

〔「グラウンドゴルフ場にするんだと言わなきゃ。テニスコートの改修〔聴取不能〕」と呼ぶ者あり〕

テニスコートをそこを改修をしてグラウンドゴルフ場とさせていただくというところでございます。

〔「わかってないからそんな質問してくるんだ」と呼ぶ者あり〕

済いません。失礼しました。テニスコートを改修をするということでございます。改修ということを先ほど申し上げたつもりでございます。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

そうですか。さっきのテニスコートをほいでも改修という言葉が使われたから、撤去ということは言われなんだというように思うんですけど、これ撤去してしまうんですね、ほんなら。4面あるテニスコートは全部撤去する費用が120万円かかるというふうに。撤去費用は120万円かかるということで理解していいんですね。それはわかったとして。

それで400万円に対して設計委託料を400万円ということですけど、それは一体どういった全体像で400万円ということになっとなんですか。それを先ほど岩江議員は400万円だったら1億円ぐらい工事費がかかるんじゃないだろうかという逆算をされてるような話なんですけど、これももう少し全体像がわからないと賛成反対しようがないんですけど。

議長（鈴木 悦子君）

総合戦略監兼ねて企画振興部長。

総合戦略監兼ねて企画振興部長（大森 洋平君）

全体像でございますが、テニスコートを改修してグラウンドゴルフ場にするというのは1つと、その周辺の部分、まだ山林があるところがありまして、そちらのほうは昨年度の予算で一部立木の伐採を行いました。こちらのほうの土地を造成して、天然芝のグラウンドゴルフ場3面を整備するといった計画で検討してございます。

〔「総務委員会で示した」と呼ぶ者あり〕

総務委員会のほうで以前にもお示しをしているかというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

先ほど説明いただいたんですけど、14ページの塵芥処理費の関係なんですけれども、4億1,840万円です

か。この部分なんですけど、A4のプラント設備の解体工事っていうのをいただいて、この黄色のところで囲まれてる、この部分の予算で。確認の意味で聞いてるんですけど、予算で、なおかつスケジュール表の緑の線の部分と、それから一番下の青い線の部分の金額が4億1,840万円と債務を2億円幾ら組んでおられましたね、2億2,300万円。この合計金額、つまり6億4,000万円ほどの金額がこの下の工事で、後の建屋の解体撤去もしくは土壌の置きかえっていうのは31年度の予算にされるというふうな意味合いでとってよろしいんですかという質問と、それであるならば、少しだけわからないのが塵芥処理費の部分の4億1,800万円の中で合併特例債を3億9,440万円を使われてるんですけど、充当率が95だと思ってるんですけど、数字が300万円ほど違うんですね。何か理由があるのかということと、それから先ほど私が言ったような話であれば、少し理解に困るのが、4億1,840万円は今年度、30年度いっぱいであって、31年度の、このスケジュール表を見ると6月までかかりますわね。これは債務のほうに行くのか、もしくは繰り越しをするのか、どういうふうな数字で上げられてるのかなというのが理解できないというのがございます。この2点。予算と債務とこのスケジュール表の全体像の、これを説明をお願いしたい。

それから、15ページのエアコン設置というのが中学校費でされとりますわね。普通で言えば、小さい学年のほうからエアコンつくっていくのが普通かなと。つまり小学校のほうからするのが普通かなと。ただ、学校の始まる時期というのがあったりするんで、どうなんかな。なぜ中学校のほうからされたんかなっていうのを教えてもらいたい。その2カ所。

議長（鈴木 悦子君）

課長。

クリーンセンター管理課長（森元 浩之君）

失礼いたします。塵芥処理費の中の4億1,840万円ですが、先ほど岩崎議員が言われましたとおり、A3のスケジュール表によりますと青色の土壌調査の部分と、それから下の段にあります緑色の2本線があると思いますが、南部の美化と北部の美化センターの上部構の解体撤去工事が来年6月までかかるということでございます。それから、一番下にございます青色の施工管理と書いておりますが、その施工管理費につきましても上部構の解体工事にあわせて工期をとっておりますので、その期間も来年の6月までかかるということで、この部分につきまして債務負担行為を上げさせていただいております。

また、起債についてでございますが、12ページにございますごみ処理施設の解体事業債3億9,440万円ですが、これにつきましては直接工事の対象とならない附帯工事が含まれておりまして320万円含まれておりますので、その部分につきましては起債対象外となりますので、その部分を省いた金額に95%を掛けて計上しております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

中学校のエアコンをなぜ中学校かということでございますけれども、中学校につきましては特に夏休み期間についても補習学習、また実力テストの実施等をしております。また、部活動の前にも学習などをしておりますので中学校のほうをまずはさせていただきたいと。なお、義務教育修了する中学校より整備を早くしていきたいと思っております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3 番（岩崎 清治君）

お話をいただいたんですけど、塵芥処理費の部分で今年度までの工事の契約になるんですよね。出来高でなしに契約をして、来年度については債務のものをを使ってやるよということだと思んですけど、これ契約は1本契約で、出来高とったりするようなことになるとややこしくなるみたいな気がするんですけど、なぜ繰り越しを選ばなかったのかなと。結局、次年度まで含めてのというのが気になります。もし、答えられるようであれば、お願いします。教育委員会のほうはよろしいです。答えられるようであれば。なければいいです。

議長（鈴木 悦子君）

課長。

クリーンセンター管理課長（森元 浩之君）

今回の債務負担としております工事につきましては、上部構についての工事が来年の6月までかかるということで、その部分、上部構についての発注ということでございます。それに基づいて債務負担をしておりますので、下部構はまた別の発注となります。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

よろしい。

岩崎議員。

3 番（岩崎 清治君）

下部構については来年改めて予算をつくって入札されてするというふうになってますんで、下部構のことを聞いているわけじゃないんです。上部構のことを聞いてて、入札をして工期を1つにとって金額を1つにとった場合に、この計画でいえば南部にしたら6月末が工期なわけですが、このままでいくと。ほしたら、3月末で出来高とらなきゃいけないわけですね。そうせずに起債の借り入れの関係があるんでしょうけど、次年度までの1本にしたほうが簡単じゃなかったですかという意味で聞いたんですけど、答えられなければ答えなくて結構ですと言ったんですけど、改めて答えられたら言われてることの中身と質問の中身が違いますんで改めて聞いてます。言われたければ言ってください。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいです。ないそうです。答えられないそうですから。

ほかに質疑をお受けします。

金谷議員。

9 番（金谷 のり子君）

いいですか。14ページの3番、母子衛生費、補正予算277万1,000円。この中でこれが産前産後の母子のケアということだと思んですが、もう少し必要性等の具体的なことを。

それから、この内容ですが、嘱託職員の方、もちろんその方がしっかりしてくださるんですが、その中で母乳相談委託料15万円、産後ヘルパー10万円、この内容についてもどのようなことをしてもらえてということをしっかり説明してください。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

失礼します。母子衛生費の277万1,000円についてお答えをさせていただきます。

大きく分けまして3つの事業があります。1つは嘱託職員の賃金と共済費がありまして、これ母子保健コーディネーターを配置する費用でございます。目的として妊娠中から出産後のお母さんの身体的、心理的な安定を促進するため、相談支援を行い、妊産婦が安心して妊娠期を過ごし育児に努めるように支援を行うものでございます。内容としましては、産前、主に後期になりますが、妊婦にコーディネーター、これ看護師になりますが、を派遣しまして心身の状況を把握し、必要に応じて支援を行います。産前の訪問は全妊婦に対して行います。胎児ドップラーというような機械を使いまして、赤ちゃんの心音を聞いていただくというようなことも行うように計画をしております。産後につきましては、特に心身の状態が不安定であった妊婦さん、訪問希望のある方に関しまして出産後早期に再訪問を行いまして、状況を把握しまして、必要に応じて支援を行っていきます。具体的にコーディネーターですが、国立の循環器病センターの産婦人科で新生児集中治療室あるいは乳幼児科の小児集中治療センター等に勤務経験のある方を予定しております。特に産後うつということで、妊婦さんの約1割ぐらいが産後うつにかかるという統計も出ておりますので、その辺への対応ということで考えております。

それから、2つ目としまして母乳相談の事業を考えております。金額的には15万円です。特に出産後の授乳に関するトラブルや悩みという相談がありますので、それを中心に育児に望んでいただけるよう支援を行う予定としております。内容的には、助産師の訪問を希望する方に産後1年間3回まで行うようにしております。これの委託先ですが、津山市内の助産院等を予定しております。委託料につきまして、個人負担1,000円をいただく予定で、市からの産院への委託料は初回6,000円、2回目以降4,000円というような金額を想定しております。

それから、3つ目の柱としまして産後ヘルパーということです。先ほども言いました身体的な産後に不良を起こしたとか産後うつ、そういった症状があらわれた場合に育児の負担を軽減してあげるといった支援になります。訪問を希望される方へヘルパーを派遣し、家事援助等を行います。産後1年間で15回まで、多児、双子等以上の方は30回まで、1回2時間以内ということで。市内の社会福祉法人等を想定して、そこでヘルパー可能な派遣事業所に委託を考えております。個人負担を500円いただく予定で、1回につき法人への委託料を2,280円というふうに考えて計画をしております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

9番（金谷 のり子君）

詳しく説明していただいていい取り組みと思います。それでこれは岡山県では初めてということ言われてたような気がするんですが、どちらのほうの市とか、そういったことを参考にされたのか。独自で始められているのか、そういったところも教えてください。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

実際、津山市等では以前から取り組みをされております。真庭市でも同じようなコーディネーターの派遣等も行ってありますが、母乳相談等については来ていただくというような形で、訪問型をやっているところについては近隣では津山市に次いで美作市が2番目ではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいか。

ほかに質疑ございませんか。

萬代議員。

12番（萬代 師一君）

1件だけお尋ねします。13ページのタクシー利用補助についてでございます。これまで実証実験を踏まえて、これを機に全市に区域の拡大、エリアの拡大をされるということでございますけれども、それにあわせて対象者について従来、またここで見直しをされて新たに対象者となった方のそういう仕分けをしての説明をお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

今回の対象者につきましては、65歳以上の方で運転免許証を保有していない方、それから要介護1以上の方、もちろん免許を持っていない方が前提です。それから、身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、それから精神保健衛生福祉手帳の交付を受けた方、特定医療費、難病等でございますが、受給者証の交付を受けた方、それから母子健康手帳の交付を受けた方、この場合はただし書きがありまして出産予定日の3カ月後までということになっております。それから、おかやま愛カード、これを受けとられる方が対象になります。

以上です。

〔市長萩原誠司君「対象から抜かれる人って」と呼ぶ〕

抜かれた方。以前の方を説明させていただきますと、要介護1以上の介護認定を受け、なおかつ運転免許のない方になっておったんですが、作東の分がかわりまして、作東の場合には70歳以上の方ということにしておったんですが、これは変更させていただいて65歳以上の方になります。なおかつ以前作東の場合は免許を持ってもよかったんですが、今回の拡大分については免許の持っていない方が前提になっております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

萬代議員。

12番（萬代 師一君）

要は対象者を幅広く拡大されたということでございます。私らも高齢者の方の運転免許証の自主返納について、今までも一般質問させていただいてんですけど、この機の見直しによりまして運転免許証の自主返納者イコール愛カードの持ち主ということだろうと思います。非常に多岐にわたっておると思うんですが、こちらのほうの広報についてはどのようなことを考えられておるのか、お尋ねをしておきます。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

広報活動なんですが、この議会で議決をいただきますと広報紙に挟げるなり、それから広報紙へ一枚紙をつけて皆さんに通知しようかなと思っております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了します。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数です。よって、議案第52号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございますか。

重平議員。

7番（重平 直樹君）

反対の立場でさせていただきます。

体育施設費の400万円、グラウンドゴルフ場のやつです。これは3月議会でも私が一般質問で言わせてもらいました。これ一企業の野球チームが来て、グラウンドゴルフ場を移設すると。そういうようなわけのわからんやつをするやつに私は賛成できかねます。反対でございます。

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

3点反対の理由をお話しします。

第1点は、監査委員の条例の一部改正のところでは私は3人は言語道断であると、2名で十分といったことがございますので、その一部改正という条例を前提するという予算にもなっております。これが第1点。

それから、いわゆる補正予算の考え方です。今回は市長選がありましたから4月の臨時会、人事案件がメインだったと私は思うんですが、補助金の動向を見れば、美作市が市長選があるかどうかというのは関係ありません。12月末の地方財政対策の状況でちゃんとその辺を把握しておれば、ちゃんとできとったわけです。そこで問題になるのは、骨格予算か、そうでない予算かですが、これずっと拝見しておっても出ない、通常の予算と思われるものもありますし、非常に組み方全体がもうまぜ飯です。これでは、私は反対します。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。はい、尾高議員。

内海議員。失礼しました。

17番（内海 健次君）

この補正は子どもさん、中学生の〔聴取不能〕ますから、お年寄りにとっても、それから〔聴取不能〕のごみのとこの問題も含めて寄り添う補正じゃないかと。市民の立場に立った寄り添う補正としてしっかり賛成をさせていただきたいと思います。これからも市民に寄り添った行政運営をお願いいたします。

以上。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

賛成とか反対より、当然あるべきことなんです。というのは、4年前のこの席じゃないですけど、あすの日に、すなわち4月18日、すばらしい市長が誕生したという言葉をあの辺で皆さんに御披露したと思いますが、陽明学を支持されとんですかと、知行合一の精神はすばらしいと言うたことありますけど。当然骨格予算をなしたのは選挙がある。トップが変わる、首長が落選して、市長が落選して対抗馬が通ったときには政策そのものがかわってくるわけです。だからこそ、そのものを骨格にかえて、選挙をして、市民の皆さんの審判を仰いだ中で、今度はより早く実行するんだと。大きいものと細かいもの。その大きいものの9割を占めとんのが早く旧環境センターを正常な安全・安心なものにして活用していくんだと。一つずつ前に持っていくんだという中において、私が再度申し述べたいのは計画とは順次やることも大事ですけど、一気にやることも大事なんだと。それがエアコンです。そのことは保護者が見てる、みんな期待してる、市長に。だから、2学期というのは私の記憶する限りでは、記憶する限りだというのが前置きの言葉になっとなで、私が記憶する限りでは9月からだと教育長思っとなですね。それまでに何も努力しないんですかと。最後まで努力することが人生というもんだと私は思っていますんで、この決断と大きい予算と小さい細かい予算を組んで緊急に補正予算として出したことにはもう大賛成でございます。この次は6月に期待しておりますので、ぜひともそれを実施に移していただきたいと思います。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

私は先ほどの議案第48号「監査委員条例の一部を改正する条例について」で反対の立場を表明しておりますが、今回の予算の中にもそれに関連した予算が含まれてることから反対いたします。

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論。

安藤議員。

8番（安藤 功君）

賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

先ほど来よりる質問にも出ておりましたけれど、この補正予算、本当に市民のあらゆる方々、老若男女

の方々の暮らしていく上での必要な予算がちりばめられてるなというふうに感じております。例を挙げてみればたくさんあるんですけど、先ほど来よりお話ししてるタクシーエリア補助、本当に交通弱者と言われてる方、広い意味での弱者と言われてる方の交通手段の確保の大きな一歩だというふうに感じております。完璧に100点満点とは言えないかもしれませんが、大きな一歩であるのは間違いないというふうに感じてます。

それから、ニート・ひきこもり等の若年者就労支援というのも本当に少子・高齢化のこの時代にあって、ニート、ひきこもりというのは大きな社会問題にもなっております。一地方都市ではございますけれども、そういった問題に正面から取り組んでいくというのは本当に大賛成でございます。

また、先ほど来より質問ありました母乳相談であるとか産後ヘルパーであるとか、そういったこともよりお母様方の強い味方になろうかというふうに感じております。

最後に、その中学校のエアコンでございますけれども、私も義務教育を受けている子どもの保護者としても大いに賛成でございますし、うれしく感じております。先ほどの尾高議員も言われましたけど、小学校のエアコンも含めまして、また中学校においても図書室であるとか、理科室であるとか、音楽室であるとか、特別教室へのエアコンの普及ということも視野に入れていただきまして、とりあえずそういったことも含めて賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

討論がないようですので、終結をし、これより採決を行います。

議案第52号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第1号）」について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第52号は可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後3時19分 休憩

午後3時33分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

尾高議会運営委員長。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

議会運営委員会の委員長報告を行います。

休憩中に議員控室において、議長、委員、市長、副市長、政策参与、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。休憩中に執行部より追加議案を提出したい旨の申し出があり、協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

新たな追加議案は同意第18号「監査委員の選任について」、1件であります。日程に追加し、追加日程第1として上程し、即決案件といたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、同意第18号「監査委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、同意第18号「監査委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

これより議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第1 同意第18号「監査委員の選任について」

議長（鈴木 悦子君）

それでは、追加日程第1、同意第18号「監査委員の選任について」を議題として、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

ただいま御上程になりました同意第18号「監査委員の選任について」でございますが、先ほど議案第48号「美作市監査委員条例の一部を改正する条例について」の可決をいただきましたことに伴いまして、監査委員の定数が3名となっております。そこで、地方自治法第196条第1項の規定により高田修平氏を引き続き監査委員として選任をいたしたく、議会の御同意をお願いするものでございます。経歴等につきましては、配付の資料を御確認いただきますようお願いいたします。御審議の上、御同意を賜りますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

3名の条例が一部改正で通ったということなんですが、具体的にいま一度、東内氏、それから水元氏ですか、女性の方、それから山本議員含めて4人になるんですが、3名ということになれば1名は任期があるは

ずなんです、これはどういうふうな解決をされたんですか。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。岡野議員の質問にお答えさせていただきます。

1名の女性の監査委員……

〔「もうちょっと声大きくして」と呼ぶ者あり〕

1名の監査委員の方は3月31日をもって辞任されております。それによりまして、このたび高田監査委員が就任されることで3名ということでございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

抽象的じゃなくて固有名詞で言ってくださいよ。要するにいろいろ臆測が出るじゃない。どなたが3月31日でやめておられるんですか。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

水元監査委員でございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、よろしいですか。

〔4番岡野鉄舟君「ちょっと待って」と呼ぶ〕

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

次に、同意第18号の委員会付託及び討論省略についてお諮りいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、同意第18号は委員付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

同意第18号「監査委員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、同意第18号は承認することに決定いたしました。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

今臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。

以上をもちまして平成30年第2回4月美作市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時40分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成30年4月17日

美作市議会議長 鈴木 悦子

会議録署名議員 山本 雅彦

会議録署名議員 萬代 師一